

京都の文化財

第二十一集

京都市教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持っています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することが、現在の生涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府教育委員会では、条例に基づく第二十一回目の文化財の指定・登録・決定を行い、平成十五年三月十四日付けで公示しました。今回の指定・登録・決定は合わせて十五件で、これまでの合計は六四三件となりました。このうち、三十七件が国の重要文化財等に指定され、そして登録文化財一件の取消により、現在の指定等の実数は六〇五件となっています。

この『京都の文化財第二十一集』は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大な御協力をいただいたことに対し感謝申し上げますとともに、本冊子が、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十六年二月

京都府教育委員会

教育長 武田

暹

凡例

- 一、本図録は第二十一回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は原則として次のとおりとした。

名称	員数	指定・登録の別	所在地の住所	所有者	法量・構造形式等
時代	解説				
- 四、本文は文化財保護課員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。

目次

書跡・典籍

光嚴天皇宸翰法華經要文和歌懷紙	京北町(常照皇寺)……………	20
-----------------	----------------	----

古文書

籠神社文書	宮津市(籠神社)……………	22
-------	---------------	----

考古資料

浮島十三重塔納置品	宇治市(放生院)……………	25
-----------	---------------	----

歴史資料

袋中上人関係資料	京都市(檀王法林寺)……………	28
----------	-----------------	----

無形民俗文化財

山国隊軍樂	京北町……………	31
-------	----------	----

記念物

史跡	丹後町……………	33
----	----------	----

高山十二号墳

文化財環境保全地区

木積神社文化財環境保全地区	岩滝町……………	35
---------------	----------	----

文化財紹介シリーズ④「記念物編」	……………	37
------------------	-------	----

京都府指定・登録文化財市町村別一覧表	……………	46
--------------------	-------	----

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧表

……………	……………	47
-------	-------	----

有形文化財

建造物

三玄院	京都市……………	1
-----	----------	---

本堂 庫裏 茶室(簀庵) 鐘楼

表門	京都市……………	4
----	----------	---

大雄院 客殿 庫裏 書院 表門

舞鶴市……………	7
----------	---

荒木家住宅	……………	7
-------	-------	---

売布神社本殿	網野町……………	8
--------	----------	---

美術工芸品

絵画

木積神社本殿	岩滝町……………	9
--------	----------	---

彫刻

絹本著色無準師範像	京都市(東福寺)……………	11
-----------	---------------	----

工芸品

木造中巖円月坐像	京都市(靈源寺)……………	13
----------	---------------	----

鉦鼓	京都市(八坂神社)……………	17
----	----------------	----

建造物

三玄院

五棟（指定）

京都市北区紫野大徳寺町

宗教法人 三玄院

本堂

（一棟）桁行一三・八メートル、梁行一〇・〇メートル、西北突出部附属、一重、入母屋造、棧瓦葺

附

玄関 一棟 桁行二間、梁行一間、一重、切妻造、銅板葺
棟札 一枚 文化十四年丁丑夏六月の記がある

庫裏

（一棟）桁行一三・三メートル、梁行二二・〇メートル、一重、入母屋造、妻入、棧瓦葺

附

廊下 一棟 桁行四・〇メートル、梁行二・九メートル、一重、切妻造、棧瓦葺

茶室（簀庵）

（一棟）三畳台目茶室（相伴席付）、三畳勝手より成る、一重、切妻造、西面庇付、棧瓦葺、東面入母屋造、こけら葺

附

扁額 一枚 文政八乙酉十一月の記がある
棟札 一枚 明治四拾四年四月二十八日の記がある

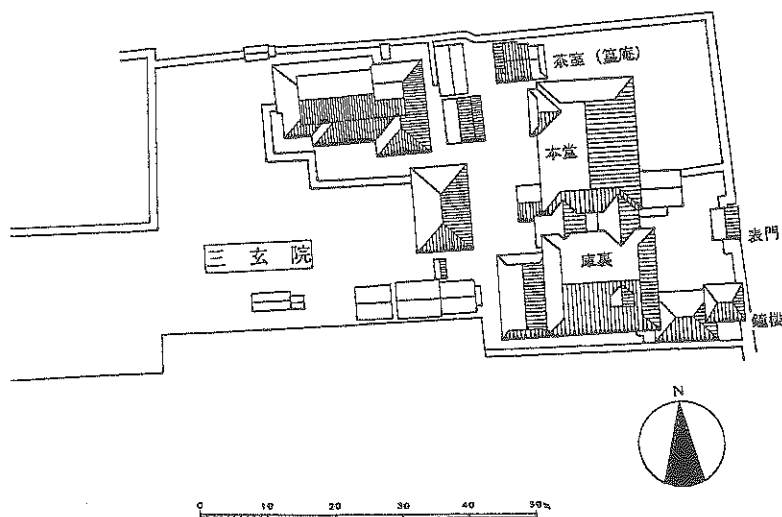
鐘楼

（一棟）桁行一間、梁行一間、一重、寄棟造、棧瓦葺
（二棟）一間薬医門、切妻造、棧瓦葺

表門

建立年代

本堂 文化一四年（一八一七）
庫裏 文化一四年（一八一七）
茶室（簀庵） 文政八年（一八二五）、明治四四年（一九一〇）移築
鐘楼 寛政三年（一七九二）、明治一二年（一八七八）頃移築
表門 一八世紀後期



三玄院配置図

三玄院は大徳寺塔頭の一つであり、大徳寺第一一世春屋宗園によって、天正一七年（一五八九）に創立された。現在本山仏殿、法堂の西側に位置しているが、近世にはこの場所に龍翔寺があり、その西隣に寺地を構えていた。近世の御藍の様子は、天明八年（一七八八）京都奉行所に提出した建物絵図と添書により確認できる。それによると、北に向かって薬医門を開き、客殿・玄関・庫裏・小庫裏・書院・米蔵・土蔵等の建物があったことがわかる。鐘楼は寛政三年（一七九二）に新築したが、普請願によって判明した。以上の主要建物は、ほとんど幕末まで維持されたと考えられるが、廃仏毀釈により、明治初めに多くは取り壊された。そして明治一二年（一八七八）、隣接する龍翔寺の土地と建物をもとに再建されたのが、現在の三玄院である。

本堂は、旧龍翔寺の客殿である。龍翔寺は、文化一三年（一八一六）に自火によってほとんどの施設を焼失してしまふ。しかし客殿は、早くも翌文化一四年に上棟していることが、棟札によって判明する。

建物は東面し、桁行七間、梁行五間、六間取の、禪宗で一般的に用いられる方丈形式で、東面南端に東向き直廊の玄関が附属する。正面梁行一間は広縁とし、前面に落縁が取付く。側面、背面には縁が廻る。

室中は一五畳で、その左右に一〇畳の部屋を造る。

室中の西側中央間は襖を建て、框を入れ一段高くし、両脇間は他に例の見られない花頭窓を構える。

仏間は、中央部を西側に突出させ、春屋宗園の像を祀る。仏間の両脇は、六畳の間となっている。北の六畳間西側に位牌壇を増築しているが、これは明治期に三玄院の建物になってからの増築であると推定される。

玄関は、本堂東面南端に附属する。桁行二間、梁行一間の直廊で東側を正面とする。床を四半敷とし、柱は東面のみ丸柱、他を面取角柱とする。いずれも棕を付け、足元には礎盤を据える。

三玄院本堂は、位牌壇の増築以外は建立以来大きな改変は受けていないと考えられ、保存状態も良好である。また、中世から近世にかけての客殿建築が残る大徳寺山内で、江戸時代後期の遺構として、またその変遷を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。

庫裏は本堂の南に位置する。建立に関する資料は見出せないが、本堂と同じく旧龍翔寺の建物で、時期も同時期と推定できる。

桁行六間半、梁行六間の規模で、大徳寺山内では例のない入母屋造、妻入とし、東側を正面とする。西面と、東南隅に近年建物が増築されている。正面建具は、間口中央に開かれ、東から土間、広敷と続き、広敷南側に納戸と台所が配置される。建物北側には東から広縁、一〇畳、四畳、八畳の間が続く。

土間の東南隅は新設建物に取り込まれる形となっているが、当初は土間と、南端に納戸もしくは火番寮として囲われた空間があったと推定できる。

広敷西側には韋駄天を祀り、その上部と北面上部につき二階の入口を設ける。広敷西側には四畳半大の部屋を設ける。

竈は近年取り壊され、納戸に改造されている。この納戸の間半四方は屋根まで壁が塗込められ、屋根南流れに切妻の煙出しを設けている。

廊下は、庫裏から本堂南側縁につながる。西側に板戸四枚を建てる膳棚を造り、他は吹き放しとする。

庫裏は、いくつかの改造を加えられているが、その復原は概ね可能であり、また入母屋造、妻入という特異な外観を持つ建物として評価できる。

茶室（簀庵）は、

本堂の西北に位置する

水屋を附属させた

独立棟である。土間

庇に掛かる扁額に

「簀庵」と書かれ、裏

に由緒が記されている。

それによると文

政八年（一八一五）

に、西本願寺第一七

世法如と第一八世文

如の文字を使い額を

作ったことがわかり、

茶室はその時期に西

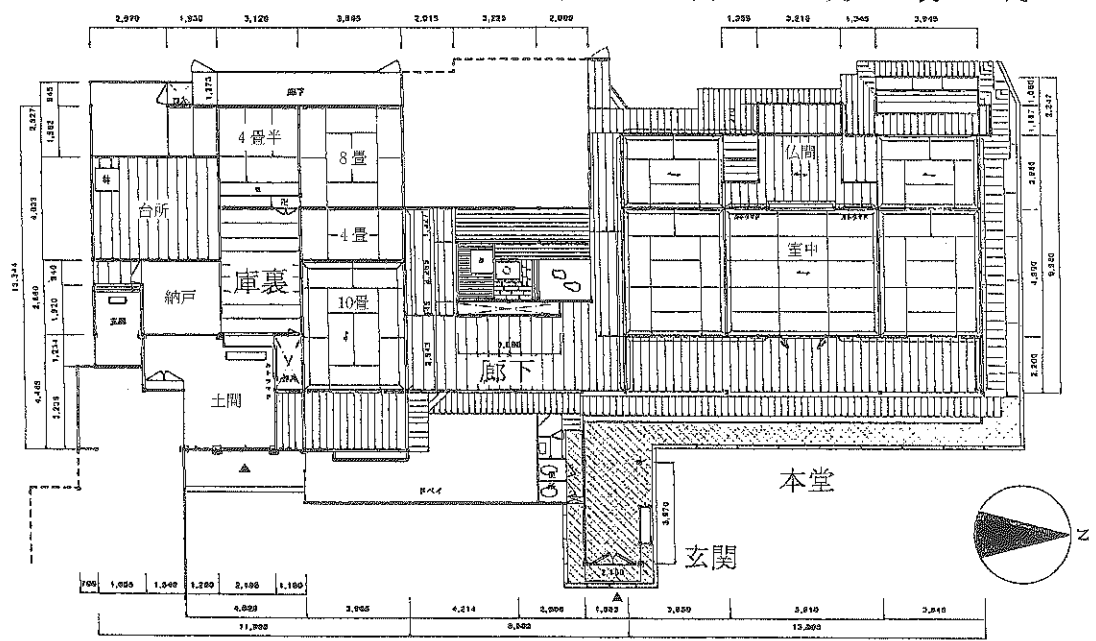
本願寺境内に建てられたと伝わる。そして明治四四年（一九一一）に藪内家が施主となり、三玄院に移築されたことが棟札によりわかる。

内部は、三畳台目

に二枚建ての襖を介して、南側に相伴席

をつける織部好みの形式を特色とする。

この間取りは、藪内家の燕庵（重要文化



三玄院本堂・庫裏平面図



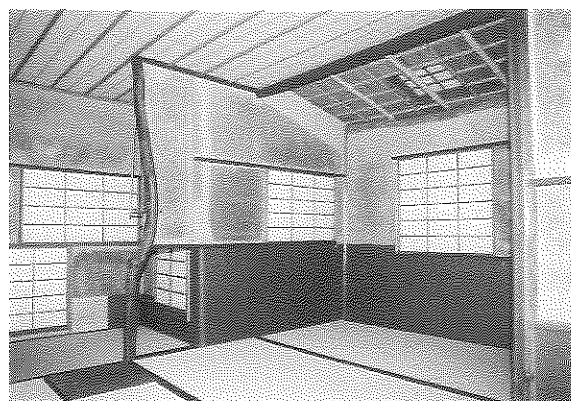
三玄院鐘楼 外観（北側）



三玄院本堂（手前）、玄関及び庫裏



三玄院表門 正面



三玄院茶室（簷庵） 内部（相伴席より）

財、下京区所在、天保二年（一八三一）頃」と同一である。床は下座床で、墨蹟窓を開ける。床と並んで茶道口が設けられ、方立に竹を用いる。点前座の東面に風呂先窓、雲雀棚、北面下方に色紙窓を設ける。勝手は三畳の北に袖壁を付けた棚と、西面北側は襖引違の物入、南側に水屋を設ける。

移築時の改造は定かではないが、その後は概ね現状が維持されてきたと考えられる。三玄院には藪内家初代剣仲の墓があり、当院と藪内家のつながりを示す遺構として貴重なものである。また近年丁寧な修理がなされ、良好に保存されている。

鐘楼は、境内地の東南隅に位置する。三玄院が寛政三年（一七九一）に奉行所に提出した普請願が残されている。それによると、規模と、姿図が現状と一致し、旧境内地からの移築であることがわかる。また鐘にも同年の年紀がある。桁行一間、梁行一間、丸柱四方転び、一重、寄棟造、棧瓦葺であり、軒は吹寄せ疎垂木とする。当初、屋根はこけら葺であった。大徳寺塔頭のなかで数少ない鐘楼建築で、来歴も明らかである点で貴重である。

表門は、本山参道に東面して扉を開く。大徳寺山内絵図（元禄十五年（一七〇二））によると、龍翔寺の門がほぼ現在地に開かれていることがわかる。門のマグサ等に焼けた痕跡が見受けられることから、表門は旧龍翔寺の遺構で、文化一三年の火災の折に被災したと考えられる。

一間薬医門、切妻造、棧瓦葺の形式で、両開きの板扉を吊る。現在南側扉の中に潜戸を造っているが、これは後世の改造と考えられる。板臺股、梅鉢懸魚、扉八双金物等から、一八世紀後期の建立と推測される。

本堂、庫裏とともに旧龍翔寺の遺構として、また文化の火災以前の建物として、重要な建物である。

以上のように三玄院は境内地が移動しているものの、旧龍翔寺の本堂、庫裏、表門が残る。また鐘楼と茶室（簷庵）もその来歴が明らかで、両寺院の歴史を知るうえで欠かせない建造物である。なにより本山西側の敷地を占め、大徳寺山内建築として貴重な景観を形成していることが評価できる。

（小宮 睦）

大雄院

四棟（指定）

京都市右京区花園妙心寺町

宗教法人 大雄院

客殿

（一棟）桁行一六・一メートル、梁行二一・〇メートル、一重、寄棟造、棧瓦しころ葺

附

玄関 一棟 桁行折曲り二間、梁行一間、正面唐破風造、棧瓦葺
棟札 一枚 寛文十載龍集庚戌二月廿二日築上の記がある

庫裏

（一棟）桁行南面二二・二メートル、北面一三・八メートル、梁行西面一五・九メートル、東面一六・九メートル、一重、切妻造、妻入、西面玄関附属、東面座敷附属、北面下屋附属、棧瓦葺

書院

（一棟）桁行九・〇メートル、梁行六・一メートル、一重、東面切妻造庇付、西面客殿に接続、棧瓦葺

表門

（一棟）一間薬医門、切妻造、本瓦葺

建立年代

客殿 享保一一年（一七二六）

庫裏 江戸時代末期

書院 享保一一年（一七二六）

表門 慶長八年（一六〇三）頃

大雄院は、妙心寺境内の東北部に位置する塔頭で、尾張藩家老石川光忠が父光元の菩提所として、慶長八年（一六〇三）に創建したと伝えられる。開祖は慧南玄譲である。創立期の伽藍の様子は『大雄院建立并修復記』によると、方丈（客殿）・庫裏・玄関・書院・門・廊下・湯殿などの施設があったことがわかる。

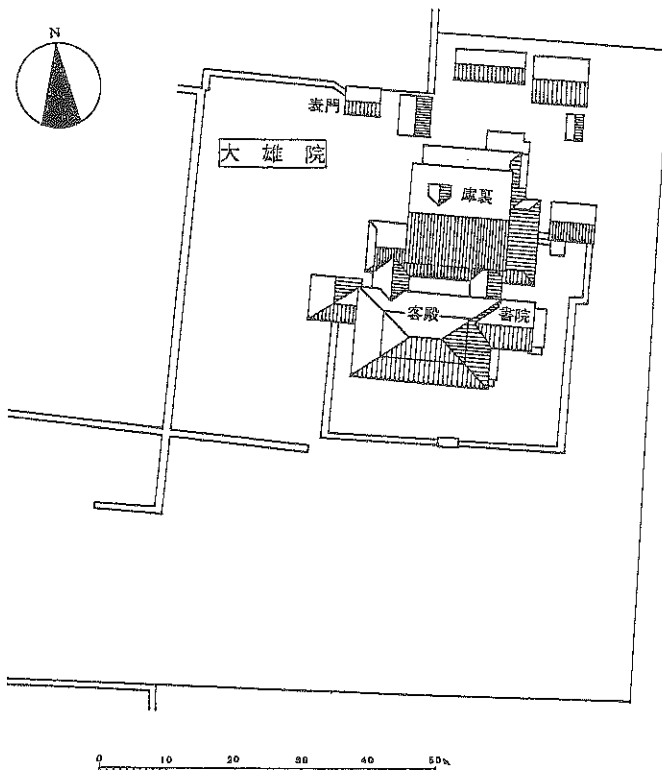
寛文一〇年（一六七〇）、光忠の子正光が客殿を新築した。棟札によると旧の客殿を撤去し、同年二月に着工し、九月に落成したことがわかる。同時に客

殿に附随する玄関、書院なども建てられたと推定できる。

寛文以降の境内の様子を描いたとされる『大雄院境内絵図』によると、その時の客殿は梁行六間、桁行九間半で、西向きに建てられ、二層で、背面側には「軒破風」を備える非常に珍しい外観をしていた。

さらに庫裏は、梁行七間、桁行六間で、僧衆寮、納所寮があり、中央部に米蔵、物置を設けるなど本山大庫裏との類似点が指摘できる。客殿、庫裏とも大形で、当時の妙心寺山内塔頭の中でも抜きん出た存在になっていた。

しかし、『大雄院建立并修復記』の「口上之寛」によると、光忠の百年忌を翌年に控えて、享保一一年（一七二六）に屋根の修理をする際、方丈（客殿）の規模が大きいため維持費がかかり、将来に負担を残すという理由から、改築して規模を縮小することになった。同年の普請願『乍恐奉願建造御訴訟』によると、この時書院と玄関なども建て直され、「古木」を再利用したと伝えられる。



大雄院配置図

玄関は、南向きに改築された客殿の南面西端に直廊として設ける計画であったが、同年八月、西面北端に位置を変え、折れ廻りとするをお願い出ている。これらの建物が現在の客殿、玄関、書院である。

享保以降は、文化五年（一八〇八）に庫裏東側の土蔵を新築し、江戸時代後期と末期に庫裏の改造を行い、現在に至っている。

客殿は南面し、桁行八間、梁行五間半の六間取の形式で南面と左右両側面に一間幅の入側が付き、さらに南面には縁が、北面には入側になった落縁が付く。西面入側の北端に玄関を取り付き、東面北端には書院が接続している。

室中及び左右の両室とも八畳間とし、北側中央間を仏間とし、その左右に八畳間を配する。

屋根は寄棟造で、途中で段差が付く「しころ葺き」とする。幕府の三間梁の建築規制に倣い、梁を母屋三間の長さに架け、入側一間幅はあくまで庇として扱い、それが屋根の形状として現れている。

また、客殿の柱は五寸角で、規模の割には太く、また面取も享保年間の建立としては大きいこと、内部の柱には、仏間の西南隅柱のように三面に風蝕をもつものがあることから、寛文の客殿の古材を転用し、規模を縮小したとの寺伝を裏付けるものとなっている。

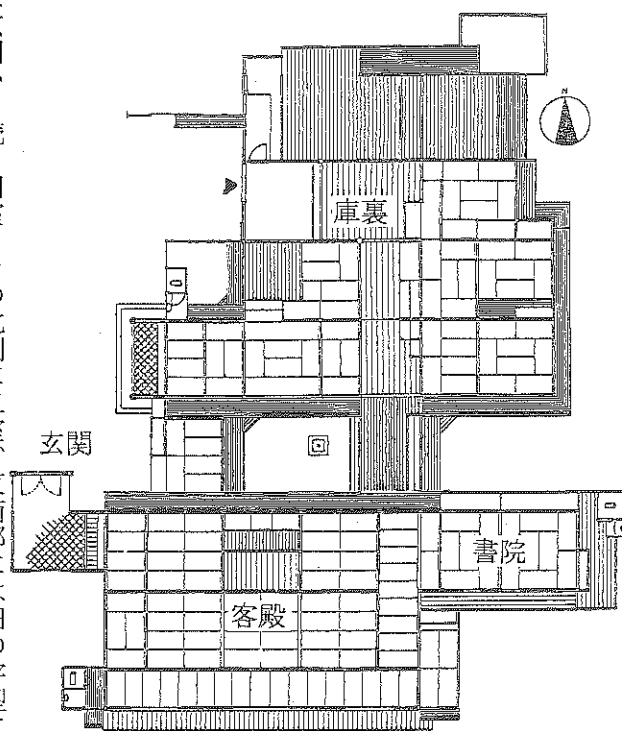
屋根葺材は、平成九年（一九九七）に半解体修理を行った際、野地及び布裏甲にこけら葺の痕跡が発見され、当初はこけら葺であったことがわかった。

玄関は、西面北側に折れ曲り廊として取り付き、北に向かい扉を開く。北面は唐破風造で、屋根は棧瓦葺である。床は四半敷で、柱は面取角柱とする。いずれも柱頭に粽を付け、足元には礎盤を据える。屋根は、こけらの軒付が残ることから客殿同様当初はこけら葺に復原できる。

当建物は、珍しい外観をもち、寛文、享保造営の経過から江戸時代中期の客殿建築の特徴を明らかにできる遺構として貴重である。

庫裏は切妻造、妻入で、西面する。桁行六間、梁行七間の規模で、西面南端に玄関、東面に座敷、北面に下屋を取り付く。

内部は、土間、広敷から右手折矩に客殿渡廊下に通じる板間がある。西南部



大雄院客殿・書院・庫裏平面

には玄関から続く四室とその北側に二室、東南部には田の字型に四室の座敷、広敷北側に台所、東北部には七・五畳と八畳間が半間ずれて南北に並ぶ。

庫裏の創建に関する資料は発見できなかったが、享保期に改築した記述が見受けられないことから、寛文以前に建てられ、後世の改造と拡張を経て現在に至っていると考えられる。江戸後期に西面に玄関を増築し、さらに末期頃に東南部を座敷にするなど、徹底した改造を行ったと考えられる。

また屋根葺材は、天保一四年（一八四三）の届出はこけら葺となっており、これも江戸末期の改造で棧瓦葺に変えられたものと推定できる。現在台所は、新建材に覆われて、旧状は窺えない。

明治四年（一八七一）の『寺地画図』（京都府蔵）と現状平面は概ね合致することから、その後の大きな改変はないと考えられる。

以上のように当庫裏の創建は寛文以前に遡る可能性があるものの、江戸時代後期と末期の改造が大きいいため、現状の部材を使つての復原は難しい。しかし塔頭庫裏の変遷を知るうえで重要な建物である。

書院は、客殿の東面北側に接続している。内部は東八畳間と西六畳間の二室を並べた形で、それぞれ北に半間の押入を設ける。八畳東面南側に床を備え、南に半間の樽縁、東庇下に広い縁を設け、その北端に便所を備える。

寛文期の書院は、『大雄院境内絵図』によると、桁行五間、梁行四間の規模で、八畳の書院、次の間を核として小座敷、居間、眠蔵を附属していた。現在の書院は享保一一年（一七二六）に、その古材を用いて建てたと伝わるが、現東八畳間と西六畳間は、寛文期の八畳間と次の間と同じ位置に当たり、二室については基本的に移動していないと推定できる。

現在床柱の半間北に柱が建つが、享保の造作願図によるとこの柱筋に間仕切があり、現八畳は元六畳間でその北側に長四畳の眠蔵があったことがわかる。

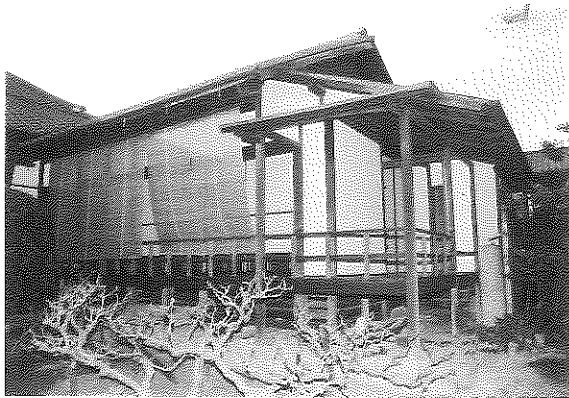
当書院は、客殿と同じ五寸角柱が用いられ、規模に比して木太い印象を与えるが、これは規模の大きかった旧書院を縮小した結果であり、その変遷を知ろうと貴重な建造物である。

表門は一間薬医門、切妻造、本瓦葺である。板幕股、梅鉢懸魚、扉八双金物等から、建立は院創立頃まで遡ると考えられる。本柱の両脇に方立が建ち、冠木を支え、右脇間に潜戸を設けている。この種の門の例としては、聖澤院表門〔府指定文化財、慶長年間（一五九六―一六二五）〕が挙げられ、共に山内では古い遺構である。

現在右脇間の潜戸の内法高さは一・三七メートルであるが、その下に当初のマダサ仕口が残る。これによると当初の内法は、五寸低い一・二二メートルであったことがわかり、建立年代を裏付ける史料となっている。

大雄院客殿、玄関、書院は、寛文の造営から享保の改築の変遷が資料により明らかである点でたいへん貴重である。これは、妙心寺塔頭全体の変遷を調査するうえでも欠かせない事例となっている。庫裏は大きな改造を受けているものの、その原型は寛文以前に遡り、規模において創立時の姿をほぼ伝えていると考えられる。また表門は、院創立まで遡る遺構として重要である。

（小宮 睦）



大雄院書院 全景



大雄院客殿 全景



大雄院表門 正面



大雄院庫裏 正面

あらきけじゅうたく
荒木家住宅

一棟（指定）

舞鶴市字大川

荒木 英文

荒木家住宅 （一棟）桁行一七・四メートル、梁行七・九メートル、一重、入

母屋造、茅葺、東面庇付、棧瓦葺

附 棟札 一枚 明和二戊五月吉日の記がある

建立年代 明和二年（一七六五）

荒木家住宅は、由良川の左岸、大川神社の参道に北面して建つ。当家の歴史については資料を欠き詳らかではないが、伝えによると大川神社創立の頃この地に移り住んだという伝承をもつ。

大川神社は、『延喜式神名帳』の「大川神社名神大」に比定され、近世には加佐郡一帯で広く信仰を得た。現在の本殿は明治五年（一八七二）の上棟のものである。大規模な五間社で、正面に三間の向拝を付け、さらにその前面に唐破風造の拝所を設けている。

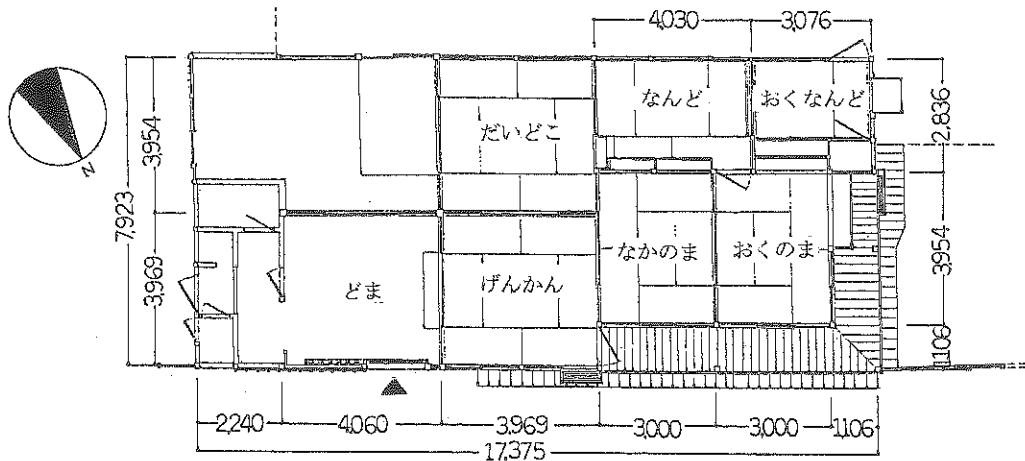
荒木家は、代々女性が神社に仕えて祈禱などを執り行い、男性は総代の仕事をしていたが、現在は神社との関係はなくなった。

当住宅は、細長い板の形状をしている棟札により、明和二年（一七六五）に建てられたことがわかる。これは、おくのまとなかのま境の長押の裏から発見され、年紀の他に大工名（池田利右衛門ほか）が記されている。大工の池田氏は、現舞鶴市田辺に在住していた。

桁行七間半、梁行四間、屋根は入母屋造、茅葺、平入で、北面する。東面に一間の下屋庇と、南面に増築部分、また南面西端に祈禱所が接続する。

主屋の間取りは、東側から土間（にわ）とげんかん、だいどこが並び、その西の北側になかのま、おくのまを、その南側になんど、おくなんどを配する。

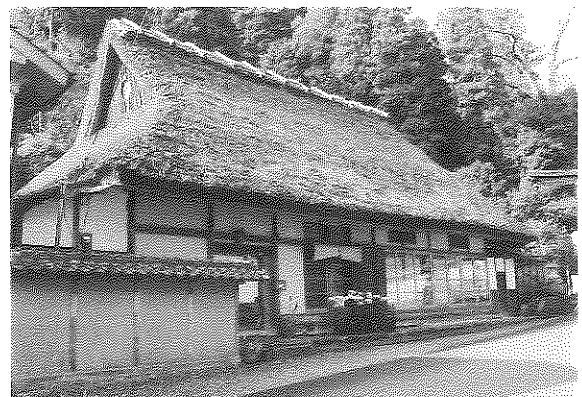
小屋組は梁行に上屋梁四間をわたし、その上に二間間隔に束を立て、さらに



荒木家住宅主屋平面図



荒木家住宅 おくのま



荒木家住宅 全景

水平材をわたして授首を組む。

主屋東面は梁行四間にわたって一間の下屋が取り付いているが、当初は北側二間分のみ半間の下屋があったと考えられる。当初の土間は桁行二間と比較的狭いが、これは農家ではなかったことを裏付ける。

げんかん、だいどの二室は、元は一室の広間であった。このように広間を梁行いっぱいに取り縁を設けないところは、丹後半島に見られる民家と共通する。天井も棹縁天井ではなく土間と同じすのこ天井であり、内法上の壁も貫を現した形式であった。

なかのまとおくのまは長押を廻して、棹縁天井とする。その境には欄間を嵌め、おくのまには床と違棚を備える。この二室の北側と西側に折矩で縁が廻る。現在縁外側にはガラス戸が入っているが、これは近年の改修であり、元は吹き放しであった。おくのまなど境の開戸を建てる向かい合う柱面に、対応する框の痕跡があり、元は柵であったと考えられる。これにより、表と裏の間は完全に遮断された空間であったことがわかる。

などとおくなどの上部はつしとする。さらに二室の南面の開口は半間引込戸に復原できる。また主屋南側外部は現在増築されているが、元は縁が取り付いていたと考えられる。

以上のように当住宅は、室内の構え等に改造があるものの当初の復原が可能である。また建物はこの地方に見られるような民家の特徴と、社家的な要素を併せ持つこと、さらに原則一間毎に柱を建てるなど時代的に古い形式も遺している。

数度の由良川の氾濫で建物も被害を受け、取り替えられた部材も認められるが、今日にその姿を遺している点で貴重である。また、建築年代と大工名が判明している点で評価される。

(小宮 睦)

売布神社本殿

一棟(指定)

竹野郡網野町字木津
宗教法人 売布神社

本殿 (一棟) 一間社流造、こけら葺

附 棟札 二枚 造立寛文九己酉年三月朔日の記があるもの 一

銘板 一枚 家祢替天明四年辰三月吉日の記があるもの 一

建立年代 寛文九年(一六六九)

売布神社は網野町字木津小字女布谷に鎮座する。『延喜式神名帳』に記される竹野郡十四座のうちの小社で、祭神に豊宇賀能咩命を祀り、素戔鳴尊を合祀する。当社の創建については詳らかでないが、『竹野郡誌』によると「本社は垂仁天皇の九十年春二月朔日、田道間守勅を奉じて當世國に渡航し、不老不死の香菓たる橘を得、景行天皇元年三月十二日萬里蹈浪無恙歸國せし報賽の爲め、田神山(一名屋船山)に神籬を設けて、禮典を挙げられしより、比の地に奉祀せしを以て創始とす・・・(中略)・・・後一度び小字賣布谷(今の賣布神社境外官林の訂上)に移られ、文安四年八月現今の境内に社殿を建立して移祀」とする。近世以前は木津庄十三ヶ村の氏神であったが、現在はその内の下和田区の氏子によつて護り伝えられている。境内には、本殿の左右に稲荷神社や八幡神社などの小社が祀られ、前面に拝殿・社務所が建ち並ぶ。

現在の本殿は寛文九年(一六六九)三月一日に宮津の大工一宮與次兵衛尉・桐村権兵衛尉・松本徳右衛門達によつて建てられたことが、棟札より判明する。当社にはこの他にも多くの銘札が残されており、本殿に関するものとして、天明四年(一七八四)屋根葺替時の棟札一枚と銘板一枚がある。

本殿は一間社流造、こけら葺建物で、身舎は内々陣・内陣・外陣の三室に分

け、内陣・内々陣床下を祭器庫とする。正・側面三方に高欄と縁を廻し、背面柱筋で脇障子を建てる。正面には木階を据え、浜床・浜縁を張る。長押等で通し固めた丸柱の正面にのみ頭貫を入れ、柱上に舟肘木を載せる。向拝は海老虹梁で身舎と繋がり、面取角柱の頂部に墓股を載せた虹梁形頭貫を嵌める。頭貫先には木鼻を付け、その上に雲の彫刻を置いて連三斗を載せる。身舎正面と内々陣・内陣境の建具は明治期頃のものであり、痕跡等より、当初は正面に扉を設けず外陣を吹き放しとし、内陣・外陣境に幣軸構えの板扉を開き、その奥の内陣・内々陣部分は一室であつたと考えられる。

当本殿には斗拱や妻飾、平面や木割などに古風な要素が散見される一方、墓股や海老虹梁に見られる彫刻・絵様は寛文期の造立に合う。また、栗や松、檜など多種多様な材が使用されているが、身舎柱や組物、向拝廻りなど特に目を引く箇所には櫂が使用されている。

丹後地方における一七世紀後期に遡る神社本殿遺構では、斗拱や妻飾で建物を装飾化する傾向がみられる。一方、当本殿は装飾的要素が少なく、木太い古風な建物と言え、装飾化が進む以前の作例と捉えられる。内部を中心に改造の手が入っており、外部も一部取替材が認められるが、覆屋に保護されていることから全体としての保存状態は極めてよい。棟札により造営年代・造営大工等も判明しており、丹後地方における一七世紀中期に遡る唯一の神社本殿遺構として、極めて貴重である。

(小宮 睦)

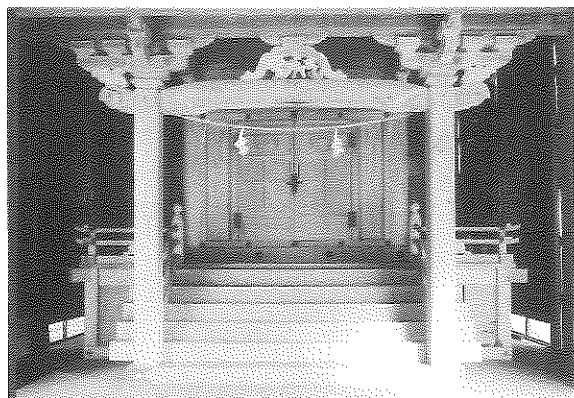
木積神社本殿

一棟 (登録)

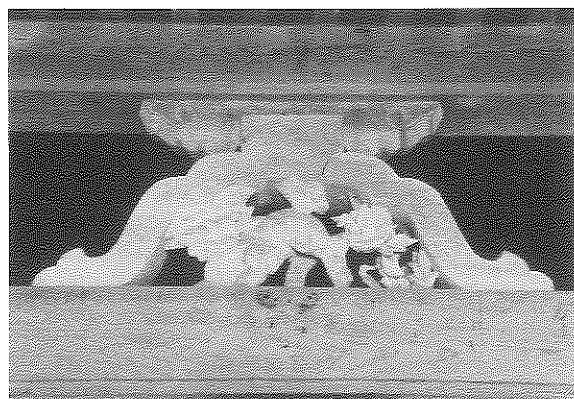
与謝郡岩滝町字弓木
宗教法人 木積神社

本殿 (一棟) 一間社流造、正面軒唐破風、千鳥破風付、こけら葺

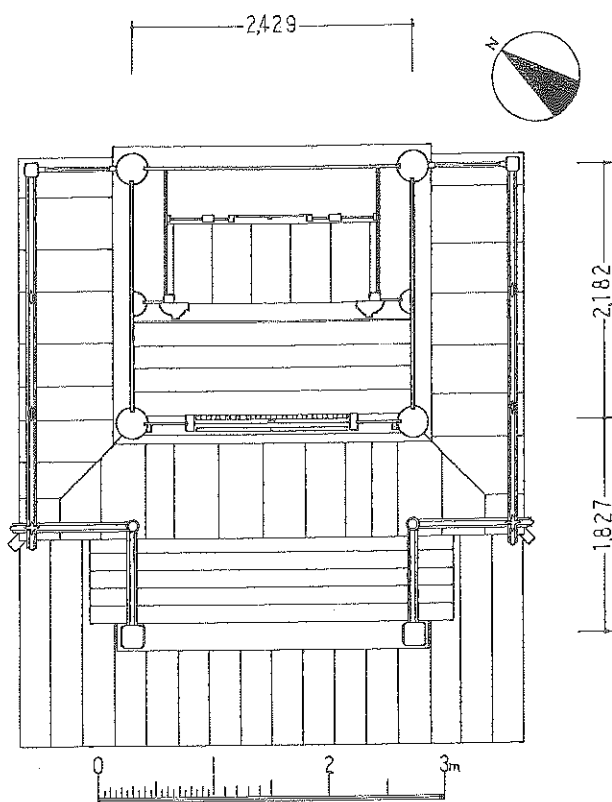
建立年代 天明六年 (一七八六) 頃



売布神社本殿 正面



売布神社本殿 向拝墓股

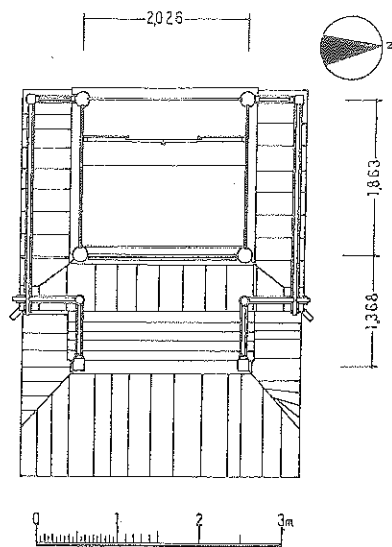


売布神社本殿平面図

木積神社は与謝郡岩滝町字弓木に鎮座する。祭神に五十猛神と大物主神を祀る。『延喜式神名帳』に記される小社木積神社に比定する説もあるが、被災等により社記・文書類を失っているため、創立・沿革については詳らかでない。現在は弓木・石田両集落の氏神である。境内は東から西に向かい離壇状に高くなり、最後部に拝殿と本殿覆屋が建ち並ぶ。

現在の本殿は、天明六年（一七八六）に再建されたことが『奉山王宮社再建寄進帳』（現在所在不明）により伝えられる。昭和二年（一九二七）には丹後大震災により大きな被害を受けたが、旧材を多く残して復興され、この時併せて覆屋も建設されたと考えられる。

本殿は一間社流造、こけら葺建物で、正面に軒唐破風と千鳥破風を付ける。身舎は内陣・外陣の二室に分け、正・側面三方には高欄と縁を廻し、背面柱筋で「牡丹に唐獅子」の彫刻を嵌めた脇障子を建てる。正面には木階を据え、浜床・浜縁を張る。棕の付いた丸柱を長押や頭貫等で通し固め、台輪の上に出組の詰組を載せる。向拝は面取角柱の頂部に、象鼻の付いた虹梁形頭貫を嵌め、連斗組を載せる。身舎と向拝とは先端を獅子鼻とする海老虹梁で繋ぎ、上部には手挟を飾る。向拝頭貫上には「龍」の丸彫を飾り、軒唐破風下には「波兔」の彫刻を嵌める。妻には笈形付きの虹梁大瓶束を組み、二斗で化粧棟を受ける。建物に残る痕跡等によると、震災により桁から上の部材がほとんど取り替え



木積神社本殿平面図

られているものの、当初から流造の屋根に軒唐破風と千鳥破風とを付ける型式であったと考えられる。

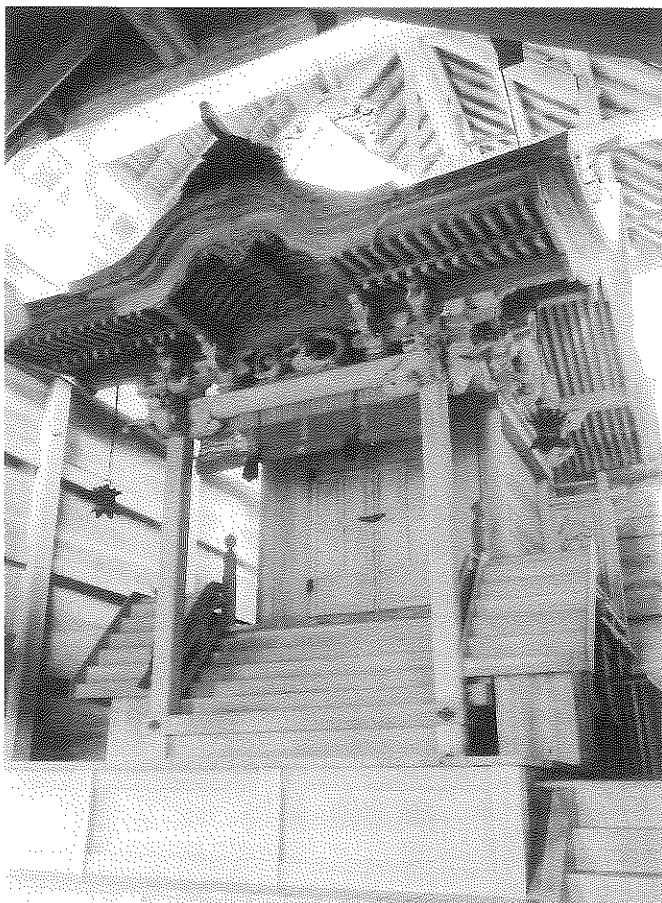
本殿で用いられている絵様・彫刻は、『奉山王宮社再建寄進帳』が伝える天明六年（一七八六）頃のものと

差し支えないと考えられる。天明期はこの地において、飢饉が続いた時期であり、また縮緬機業を兼ねる農家が増加し村の生産力が向上した時期でもある。

近世神社建築の特色の一つとして、絵様・彫刻等による建物を装飾化する点や、斗拱で妻壁をせり出し、千鳥破風・唐破風等で屋根を立派にみせる点などが挙げられる。当社でも、櫻普請の建物に「龍」や「牡丹に唐獅子」などの彫刻を多用し、妻壁を出組で一手持ち出し大きく見せた流造の屋根に千鳥破風と軒唐破風を付けるなど、村の鎮守である本殿を立派に見せようとする意図が窺える。

岩滝町は丹後震災で甚大な被害を受けており、近世に遡る社寺建造物が極めて少ない地域である。特に石田の集落は全一四五戸のうち全・半壊が一九三九戸と壊滅的な状態であり、本殿においても大規模な改修の手が加えられている。しかし、概ね様式の変更は行われていないと考えられ、当地域において天明期の本殿遺構が残る点で貴重であり、評価出来る。

（小宮 睦）



木積神社本殿 全景

美術工芸品

けんぽんちやくしよくふじもんしはんぞう
絹本着色無準師範像

一幅（絵画・指定）

宝祐甲寅開爐日師古の賛がある

京都市東山区本町七七八

宗教法人 東福寺

法 量 縦 一一六・三センチメートル 横 五〇・五センチメートル

品質構造 絹本着色掛幅装（一副一鋪）

時代 南宋時代 宝祐二年（一二五四）

右側面をみせ直立する無準師範の半身像をほぼ等身に描き、上部には宝祐甲寅開爐日の師古による賛文を右から左に九行にわたり記す。

無準は、右手親指を外に出し、残る九指を腹前で袖中に組む。白色及び墨色の下衣を重ね着した上に薄茶色の衲衣を纏い、墨色の環袈裟を付ける。

無準の肉身は肌色を塗り、輪郭線、額の皺、眼窩、鼻梁、小鼻、頬、唇などは細い淡墨線で描き起し、部分的に淡い隈取りを僅かに施して相貌を柔らかく表現する。上瞼や鼻梁、鼻孔、唇の結び目の両端など要所はやや墨色の濃い線を用い強調する。頭部は輪郭に沿って淡く隈取りを施し、頭頂部は淡墨線と隈取りによってふくらみをあらわす。眉は極細の淡墨線を重ね書きして薄く表現する。側頭部の毛髪及び鼻下、顎の髭は、墨、淡墨、白の三色の柔らかみのある細線で表す。唇には淡い朱を塗る。

着衣の描線は、抑揚を抑えたやや太目の墨線を用いる。袈裟・衲衣ともに無紋で、袈裟は淡い隈取りを付した衣褶線を巧みに表現することに対し、衲衣は薄茶色で一面的に賦彩されやや平明な印象を与える。

無準師範（一一七七―一二四九）は中国・南宋を代表する禪僧で、臨済宗楊

岐派の破庵祖先の法を嗣いだ。五山第一位の径山興聖万寿禪寺に住すること二〇年に及び、理宗から仏鑑禪師と諡号された。

円爾（一二〇二―一八〇）は、嘉禎元年（一二三五）に入宋し無準に参禅した。

嘉熙元年（一二三七）に印可をうけ、翌年に自賛の頂相（国宝・東福寺蔵）を得た後、多数の墨跡・禅籍を請来して仁治元年（一二四〇）に帰国した。その後は、九条道家の請により寛元元年（一二四三）に径山を範とした東福寺の開山となり、公武に禅を広めて初期禅林に大きな足跡を残した。

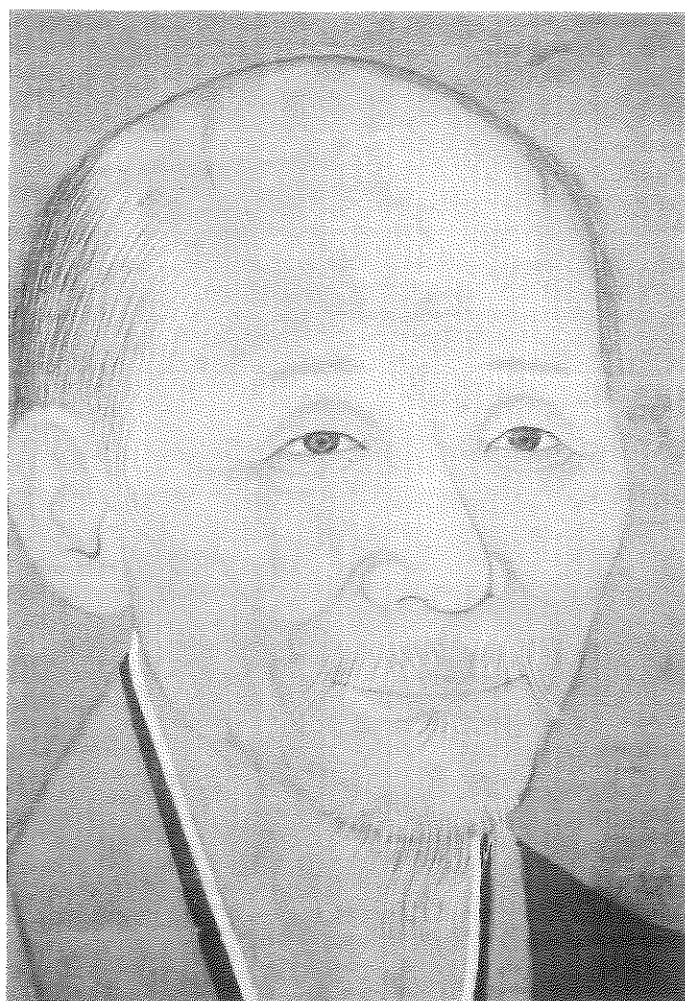
本像は腹部より上を描く半身像で、曲糸に坐す全身像である国宝像と対比される。宝祐二年（一二五四）十月一日の本覚寺直指堂における嗣法比丘師古による賛文により、無準没後五年を経た遺像と知られる。師古は無準の法嗣中にその名を認めるが事績は不詳である。なお、賛文中「比丘師古」「本覚」の二カ所に白色絵具を上塗りした痕跡が残るが、これは表袴外題に「鏡堂賛」と書されることから、無準の孫弟子であり円爾とも親交があった来日僧の鏡堂寛円（一二四四―一二〇六）の賛文に擬された時期があったためと考えられる。

無準の相貌は、弧状の上瞼と反り上がり気味の目尻、大きめの鼻、やや張出した顴骨など国宝像と同様にその特徴をつかみ、写実性に富んでいる。また、精緻な描線と隈取りをもつ賦彩により温雅な画風に仕上げられていることから、本像は南宋において制作されたと考えられる。ただし、私的に制作された遺像ゆえに、国宝像が湛える迫真性に比べ穏やかな相貌となっている。

本像が東福寺に伝来した経緯は明らかでないが、正和五年（一一三六）正月一八日付けで普門院五世の奇山円然（？―一一三六）が書き上げた円爾遺物具足目録（『東福寺文書』）に、「仏鑑禪師頂相（一幅／自賛）」に次ぎ「同御影一幅（半身）」とあり、本像が円爾所持品であった可能性も考えられよう。

鎌倉時代後期以降禅宗の発展とともに盛行した日本における頂相制作に、直接多大な影響を与えた南宋時代の頂相は、入宋僧の手によって数多く請来されることが知られるが、現存例は一〇例に満たない。本像は保存状態も良好であり、無準の最晩年の相貌を肖似性高く表現し、極めて稀な南宋時代頂相として肖像絵画史上に重要な意義を持つ作品である。

（地主 智彦）



顔部分



無準師範像

〔贊文〕

放軟頑無準的、指東為西、拗曲作直、以文武火、開澆天之爐、用沒巴鼻、作功害之魔、首其父蜂衲裏、所竊之羊、對君王說無義、掉三寸舌、引得不肖子、起平地之干戈、所謂私鼓籠者、乃太平之奸賊、宝祐甲寅開爐日、嗣法比丘師古百拜謹贊、于本覺直指堂

木造中蔵円月坐像
附 木造毘沙門天立像

一 軀 (彫刻・指定)
一 軀

京都市東山区大和大路四条下ル四丁目小松町

宗教法人 靈源院

京都国立博物館 (寄託)

〔中蔵円月像〕
法 量

(単位・センチメートル)			
像 高	八一・〇	頂上ノ顎	一二・三
耳 張	一八・四	面 幅	一五・五
膝 張	六四・四	臂 張	五七・七
膝高 (奥)	五七・二	膝高 (左)	九・九
胸 奥	二六・二	袖 張	六六・三
		裾 張	七八・四
		腹 奥	三七・一
		像底ノ裳先	三五・二

時代 南北朝時代

形状 円頂。玉眼、閉口して正面を向く。下衣一枚の上に法衣をまとい、その上に鑲のある袈裟を著ける。両手屈臂、両膝上で下向きに作拳、右手で竹篋を執る。裳裾及び袖の端を椅子の上に垂下し、椅子上で結跏趺坐する。

品質・構造 ヒノキ材、寄木造、玉眼 (水晶製) 嵌入。各矧目布貼り、黒漆塗。胡粉下地彩色仕上げ。頭鉢別材製。頭部は耳後半で前後二材矧ぎ、頸部及び胸部の襟内は頭部材で彫出し、内衣の襟際で首柄差しとする。鉢幹部は、鉢側半ばで前後二材を矧ぎ合わせ、両材の間を左右二個の納で連結している。両肩は大略各一材を矧ぎ付け地付きに至る。両手は前膊袖口、両手首を各別材矧ぎとする。両脚部は前後に二材を矧ぎ寄せる。裳裾及び袖の垂下部は大略一材で、

両側に豎一材 (巾約六センチメートル) を矧ぎ付け、さらに最下部に横二材を矧ぎ足す。像底に杉材の薄板 (三枚矧ぎ) を竹釘にて打ち付ける。

持 物 竹篋 紫檀材、摺り漆、面朱の上に金泥を施す。

台 座 椅子 ヒノキ材、黒漆塗、面朱。背凭付き、四本脚。

保存状況 後補 裳裾先、彩色、竹篋。

銘文等 〔中蔵円月像内納札〕

維時天保第八龍舎丁酉三月吉祥日、恭奉修補開基佛種慧濟禪師大和尚尊像、龕龕祖靈常現神警破兒孫迷情、桃曾得伝教大師將來之佛舍利於洛西大通寺中多聞院矣、今茲藏毘沙門天王所 於塔中、以奉安置開基佛種慧濟禪師大和尚之贖内、專祈妙喜世界・尽未來際・諸難不興・庫司豐饒而遠孫連綿、扶起開基佛種慧濟禪師大和尚之宗風、以普度法界郡生、

洛東東山建仁寺塔頭妙喜菴補住比丘玄桃敬白

〔毘沙門天像〕
法 量

(単位・センチメートル)			
像 高	三七・五	頂上ノ顎	六・一
面 幅	三・八	耳 張	五・〇
臂 張	五・〇	袖 張	一六・二
胸 奥	六・八	腹 奥	五・九
同 (外側)	一〇・六	足・高左	二・〇
		足・高右	二・二

時代 鎌倉時代

形状 髻を結い、天冠台彫出。正面に金銅製宝冠を戴く。地髪毛筋彫り。瞼目、閉口。面を僅かに左下に向ける。鰭袖衣を着け、肩甲・胸甲・胴纏・前

楯・籠手・腰当を着け、腰紐より天衣を垂下する。左手は屈臂し、左斜め前方に掌を上にして、木製の蓮華台上に水晶製の舍利宝珠を捧げる。右手は側頭に上げて戟を執り、腰をやや左に捻り、右足を少し緩めて邪鬼上に立つ。

品質・構造 ヒノキ材、一木造り。漆箔・彩色仕上げ。内刻りを施し玉眼嵌入。頭鉢幹部を一枚より彫出し、耳後ろの線で前後に割り離し、さらに面部を割って玉眼を施す。襟内際で首を割り離し差し首とする。矧ぎ目は左側では左耳後ろから左沓後方にかけて、右側では右耳後ろから右足付け根後方に至る。さらに腰甲下端の線で胴を輪切りにし、上鉢部を左方向へ回し、右腰で六ミリメートル厚、左腰で〇ミリメートル厚からなる薄板はめ込み、再接合を行う。左右の腰に小材を矧ぎ足し、前面材にかけて乾漆を盛り上げる。

両肩矧ぎ付け。左方は前膊半ばと手首で矧ぎ、広袖の翻り部に別材を矧ぐ。また鱗袖先端に小材を矧ぎ足す。右方は屈臂する上膊の臂及び右手先と広袖の翻りの下部に別材を矧ぐ。左右の沓先に別材を矧ぎ、足柄は別材を差し柄とする。

左掌上の舍利宝珠は水晶製（後補）で、底部より丸穴を穿ち舍利を納め、金箔を施し木栓にて封をする。

保存状況 後補 左前膊半ばより先、右手第二指、左右の広袖翻り下部、左

右の天衣、左沓先、右足、右手戟、宝冠、水晶宝珠

欠失 帯喰

銘文等 「邪鬼像底面」

寛永六年十月□日

中巖円月（一三〇〇―一三七五）は、桓武平氏一族土屋氏の出身で相模国鎌倉の生まれ。天台宗寿福寺にて僧童、一三歳で剃髪受戒。鎌倉三宝山で東密を学んだ後、禅宗に転じ建長寺の約翁徳儉・円覚寺の東明慧日に学ぶ。正中二年

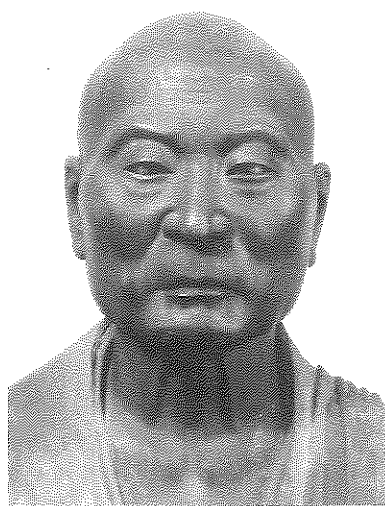
（一二三五）入元、在元すること八年。その間古林清茂・靈石如芝らに師事し東陽徳輝の法嗣となる。帰国後、円覚寺・建長寺等の諸職を歴任したあと、延文五年（一二六〇）に京都万寿寺内に退隠寮「妙喜世界」一所を開く。貞治元年（一二六二）四月一九日建仁寺第四二世となり、同山内に妙喜世界を移建。その後は後京都と近江・鎌倉を来往しつつ、永和元年（一二七五）正月八日妙喜世界にて示寂。年七六。師の遺命により妙喜世界は妙喜庵と改称し全身を葬られる。勅諡佛種慧濟禪師。現在、中巖像を所蔵する靈源院は応永初年頃に建仁寺第六七世一庵一麟が創建した塔頭寺院で、明治五年に元妙喜庵跡地を替地として与えられ茲に移転した（現在の建仁寺僧堂の東南）。本像が靈源院に伝来する由縁は、中巖の塔所妙喜庵跡地を継承していることにかかるものである。

本像によって表現された遠方を見つめる神経質そうな眼差しと顴骨の張ったその相貌は、内外の書を獵捕し知識該博にして五山文学のみならず、中世儒教（程朱学）研究の一泰斗と目された師の伶俐さを示している。

本像は、中巖の晩年もしくは示寂後間もない時期の制作と考えられ、やや形式化された平明で穏やかな表現の中にも、師生前の迫真性を存分に伝える南北朝時代肖像彫刻の優品といえる。

なお、納札によれば、毘沙門天像は天保八年（一八三七）三月に中巖円月像を修理した際に、時の建仁寺妙喜庵主玄桃が伝教大師将来と伝える仏舍利を毘沙門天の宝塔中に籠めて中巖像内に安置したものであるという。現状は古色を呈しているが、裳の表面縁廻りと肩甲上下衣に彩色が残り、裳前面中央部と広袖鉢側面に截金が認められる。制作期の中巖像に直接関係するものではないが、小品ながら鎌倉時代を降らない堅実な作風を示す優品であり、納入の経緯を鑑み本像の附として併せて保存を図りたい。

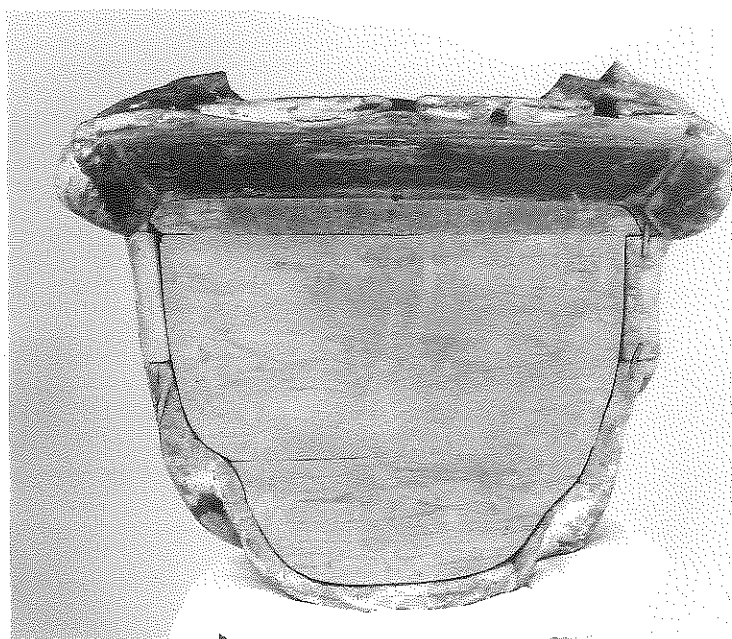
（石川登志雄）



顔部分



中巖円月像



像底



背面



左側面



上半身



附 毘沙門天像

鉦鼓 [長承三年三月十一日奉鑄四口之内四] 一口 (工芸・指定)

別當法印権大僧都定海」の刻銘がある

鉦鼓 一口

京都市東山区祇園町北側六二五

宗教法人 八坂神社

京都国立博物館 (有銘品寄託)

法量 (単位・センチメートル)

其の一 長承三年銘 鼓面径二九・二 口径(外) 三〇・五

同(内)二七・九 口縁厚 一・三 伏高 五・一 撞座径 五・八

突帶間長(内)二・九 同(中) 三・〇 同(外) 三・四

其の二 無銘 鼓面径二七・九 口径(外) 三〇・一

同(内)二六・七 口縁厚 一・七 伏高 四・六 撞座径 六・七

突帶間長(内)二・〇 同(中) 二・二 同(外) 二・〇

時代 其の一 平安時代 (長承三年―一二三四年)

其の二 鎌倉時代

品質・形状 其の一 鑄銅製。鼓面は緩やかな甲盛りを見せ、側面は丈低めで裾に向かってやや広がる。中央の撞座は素文で、その周囲に三組の二条ずつの紐を同心円に造り出して四区に分かつ。肩に三条、口縁に二条の紐をめぐらす。左右の肩部に二個の山形鑲座 (鉦鼓耳) を共鑄する。

其の二 品質・形状は長承三年銘のものとはほぼ同形同工で、やや小振りであるがほぼ同大である。

銘文等 其の一 鑲座の下より左右に次の銘文を行ずつ蹴彫りする。

〔長承三年三月十一日奉鑄四口之内四〕

〔別當法印権大僧都定海〕

其の二 なし

保存状況 其の一、其の二ともに良好。

其の一は鑄銅製、鑄放し、其の二は鑄銅製、挽き物仕上げを施す。前者は縁厚が均一に整えられ、甲盛りも中央に向かって緩やかに上がり、均一な二重圈線で均等に区切られるのに対し、後者は縁が肉厚で鑲座も大振りとなり、甲盛りも撞座では底平に仕上がって全体的に鈍重さは否めず、二重圈線も肥瘦を交えて緊張感に欠けるなど、明らかに後出的な特徴が見受けられる。

鉦鼓は雅楽で打ち鳴らされる楽器で、本品はとくに大鉦鼓と呼ばれ、舞楽に用いられた形式である。平安・鎌倉時代に遡る鉦鼓の遺品は極めて稀である。本品を所蔵する八坂神社では、最近までこれら二口は舞楽演奏の中で一対のものとして用いられてきたものである。後述するように其の一はもと東大寺に關係して制作されたもので、当社に伝来した経緯は不明であるが、其の一紀年銘のものが古くに流出し、流出後の鎌倉時代に其の二が其の一をもとに制作されたと考えることが許されたとすれば、両者は意外と古くから八坂神社に伝来したものと推定できよう。

銘文によれば、もと四口あり、うち二口は東大寺とその鎮守社である手向山神社に伝存している鉦鼓 (銘文は同文で前者は「四口之内二」、後者は「四口之内三」とある。共に重要文化財) である。銘文にある定海 (一〇七四―一四九) は『東大寺要録』の「第七十七代法務大僧正定海」に比定される。右大臣源顯房の子で、永久四年 (一一一六) より長承三年 (一一三二) 醍醐寺座主となり、大治四年 (一一二九) から永治元年 (一一四二) まで東大寺の別當職を務めている。したがって本品は定海が東大寺別當職在任中に調進した鉦鼓四口のうちの一口であることがわかる。

本品は紀年銘のある鉦鼓として我が国最古の遺品で、形制優れかつ鑄銅巧み

であり、また長承三年銘のものに比べて後出的な特徴を有する鎌倉時代のも
は無銘ながら遺例は多くはなく、ともに我が国金工品史上の貴重な遺品である。
(石川登志雄)



其の一 長承三年銘



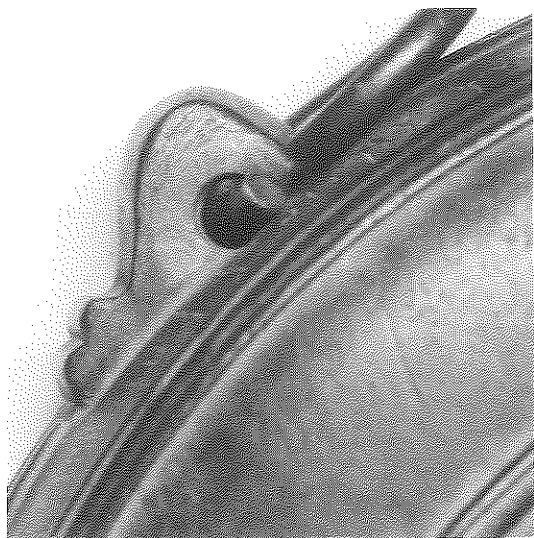
其の二 無銘



側面（長承3年銘）
左肩「別当法印權大僧都定海」



側面（長承3年銘）
右肩「長承三年三月十一日奉鑄四口之内四」



鉦鼓耳（其の二）



鉦鼓耳（其の一）

光厳天皇宸翰法華經要文和歌懷紙

一幅(書跡・指定)

北桑田郡京北町大字井戸小字丸山一四一六

宗教法人 常照皇寺

法 量 縦 二七・四センチメートル 横 四六・一センチメートル

品質構造 楮紙打紙黄檗染 掛幅装

時 代 南北朝時代 文和四年(一二三四)

法華經要文和歌懷紙は、法華經各品の經文中の要文を抄出しその要文に因んだ法案の和歌一首を詠んだ懷紙である。本懷紙は法師功德品第十九の要文を歌題とした一紙一首で、筆跡から光厳天皇宸筆と認められる。紙背には版本經文を摺写した痕跡(二三行分、版高約二一・〇センチメートル)が残る。

同種の和歌懷紙の遺品としては、左京区妙満寺藏の一卷二〇首(重要文化財)、左京区(財)藤井永観文庫藏の一卷二三首(重要文化財)をはじめとして、現在二六名五〇余首が知られている。妙満寺本は光厳天皇、徽安門院など一八名、藤井永観文庫本は光厳天皇、徽安門院など一七名がいずれも一紙一首あてに詠進したもので、各懷紙ともに紙背に歌題とした品の版本法華經經文を摺写した痕跡がみられる。

これら一連の懷紙は、文和三年(一二三四)十一月の花園天皇七回忌法会に際し、光厳天皇及び徽安門院の沙汰により、持明院統皇族、花園天皇親近の廷臣女房らが法華經要文和歌懷紙を詠進し、法華經料紙となした『新千載和歌集』(詞書)時のものと考えられ、現在は諸方に分蔵されている。このうち、光厳天皇宸筆の懷紙は、常照皇寺本のほかに金沢市立中村美術館本(安樂行品第十四)、(財)藤井永観文庫本(如来寿量品第十六)及び妙満寺本(藥王菩薩本事品第二十三)の計四首が原本で伝来している。

光厳天皇は正和二年(一二三三)後伏見天皇の第一皇子として誕生し、元弘

元年(一二三二)に踐祚した。建武新政の一時期に廃された後、建武三年(一二三五)から一五年にわたり院政を行うが、観応三年(一二五二)南朝方により河内、大和に幽閉される。この間仏道への関心がさらに深まって同年八月に出家し、延文二年(一二五七)に京都に帰還して後は、世俗を絶ち禪に精進する日々であった。最晩年は丹波山国の常照寺で禪僧として仏道専心の日々を送り、貞治三年(一二六三)にその地で寂した。

本懷紙は光厳天皇四二歳の時、大和国吉野郡賀名生の山中における幽囚の日々のなかで詠んだものである。光厳天皇は正嫡として持明院流の詩書札楽を厳しく教育されたが、特に和歌に優れ、京極派和歌を発展させて虚飾のない沈潜幽寂の独自の歌境を確立した。しかし、観応の擾乱によって歌壇を離れた後の詠草は、これら和歌懷紙四首のほか数首が知られるに過ぎない。

本懷紙は、単品ながら天皇と縁の深い常照皇寺に伝来したもので、南北朝動乱期に激動の生涯を歩んだ光厳天皇晩年の和歌と筆跡を今日に伝える貴重な遺品である。

(地主 智彦)

〔釈文〕

妙法蓮華經法師功德品

父母所生眼 悉見三千界

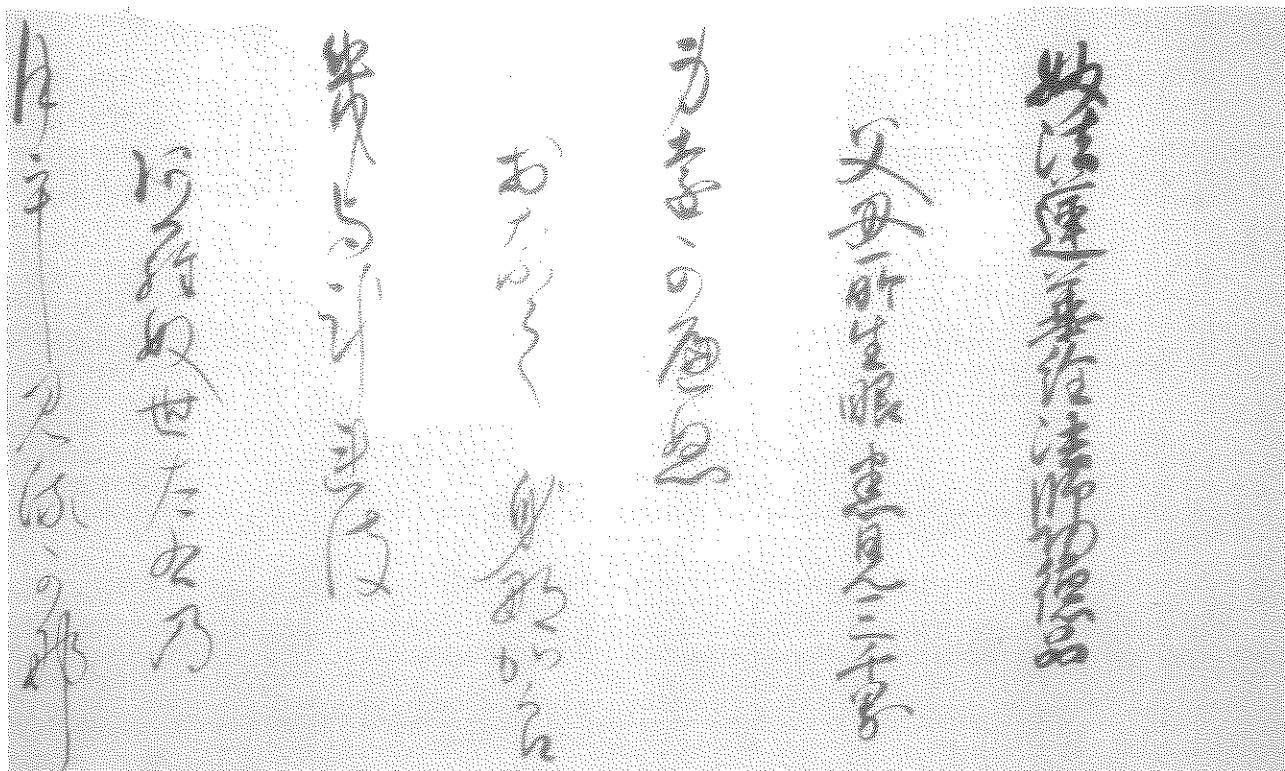
身をかへぬ

おなし 身ながら

きよければ

あらぬ世さうの

月をみるかな



光嚴天皇宸翰法華經要文和歌懷紙

籠神社文書

附 慶長七年丹後国検地帳

二卷（八通）（古文書・指定）

一九冊

宮津市字大垣四三〇

宗教法人 籠神社

京都府立丹後郷土資料館（一部寄託）

目録 別紙

時代 鎌倉時代・江戸時代

籠神社は宮津市に所在し、古代には丹後国延喜式内大社、中世には丹後国一宮として、山陰道を代表する古社である。

第一巻は五通からなる。最初の三通は鎌倉時代末期の丹後国宣二通及び国司庁宣二通であり、内容は一宮の別当寺であった大谷寺の訴えを認めたもので、成相寺と対抗関係にあったことや、籠神社が一宮として仁王講田が認められていたがわかる。また鎌倉時代後期に至っても国衙在庁機構が健在であって一宮と密接な関係を持っていたことを示すものである。第四通目の醍醐寺恒例結縁灌頂交名は承元四年（一一二〇）に醍醐寺で執行された灌頂会に結縁した二二二社の名に鎮守社及び天皇・院を列記したものであるが、これは室町時代の写しで筆跡は智海に似るところもある。第五通目は神主重能葵神事代職置文で、室町時代の籠神社における最重要神事である葵祭礼の政治的性格を知り得る貴重な史料である。

第二巻は三通からなる。第一通目は一宮深秘抄と称する籠神社の縁起書とも言えるもので、前後二段からなる。前段は籠神社の神格・由来を『慈覚大師秘記』を始め『麗気記』『宝基本記』などの神道書類を引用しながら、丹後地方に口承されてきた古伝を用いて撰述している。特に室町時代における所謂元伊

勢信仰や徐福伝説を窺い知ることができる。後段は三〇年一度の籠神社の式年造代遷宮の記録を養老年中から鎌倉・南北朝時代まで掲げている。次の文明五年（一四七三）八月の一宮大聖院職請文とは筆跡が一致し、本書は同時代の智海筆と考えられる。第二通目の一宮大聖院家職請文は、一宮供僧で大聖院別当であった智海が願主となって、丹後守護一色義直の援助を受けて大聖院を新造し諸仏・諸仏具を安置したこと、また後世の院家職継承者に対する訓戒を定め置いたもの。第三通目は天文一〇年（一五四一）七月一八日秘密灌頂印信である。

これら史料群は少数ながら中世における丹後国府中の政治や文化を理解するうえで重要なものであり、また国宣・国司庁宣文書三通は鎌倉時代末期の国衙関係文書として古文書学的に貴重である。なお慶長七年丹後国検地帳は江戸時代以降籠神社に伝わったもので本来の籠神社文書ではないが、太閤検地未実施の丹後国にあつて細川氏の跡を襲った京極氏による一国惣検地の実態を示す史料として価値が高く附として併せて保存を図るものである。（石川登志雄）

籠神社文書目錄

第一卷

(單位・センチメートル)

- 一 (元徳元年) 十月十一日丹後国宣
楮紙 一紙 三二・四×五〇・四 一通
- 二 元徳元年十月日丹後国司宣
楮紙 一紙 三二・四×五〇・六 一通
- 三 正和四年九月十四日丹後国宣
楮紙 一紙 三二・六×四九・八 一通
- 四 (未詳) 醍醐寺灌頂結縁交名
楮紙 三紙 二九・八×九一・三 一通
- 五 永享十二年庚申五月五日籠神社主重能葵神事代職置文
楮紙 一紙 二四・七×三四・八 一通

第二卷

- 一 (未詳) 丹後国一宮深秘 智海筆 楮紙 八紙 三〇・九×三六九・五 一卷
- 二 文明五年癸巳八月時正智海一宮大聖院家職請文
楮紙 一紙 二七・四×四八・六 一通
- 三 天文十一年戊申七月十八日秘密勸請印信
楮紙 一紙 三〇・九×四六・二 一通

附 丹後国慶長七年檢地帳

- 一 丹州熊野郡久美浜村御檢地帳
楮紙 二二・七×一九・六 一冊
- 二 丹州熊野郡永留村御檢地帳
楮紙 二三・五×二〇・二 一冊
- 三 丹州熊野郡新谷村御檢地帳
楮紙 二三・三×二〇・〇 一冊
- 四 丹州熊野郡谷村御檢地帳
楮紙 二三・八×二〇・七 一冊
- 五 丹州熊野郡佐野庄御檢地帳
楮紙 二四・〇×二〇・〇 一冊

- 六 慶長七年八月七日丹州竹野郡木津庄田方御檢地帳
楮紙 二四・〇×一九・七 一冊

- 七 慶長七年八月丹州竹野郡溝谷村御檢地帳
楮紙 二三・六×二〇・〇 一冊

- 八 慶長七年八月廿四日丹州竹野郡内堤村御檢地帳
楮紙 二三・四×一九・五 一冊

- 九 慶長七年八月廿四日丹州竹野郡ノ内堤村御檢地帳
楮紙 二二・七×一八・〇 一冊

- 一〇 慶長七年九月十三日丹州竹野郡内鳥取村御檢地帳
楮紙 二四・〇×二〇・〇 一冊

- 一一 慶長七年八月丹州竹野郡内公庄村御檢地帳
楮紙 二二・九×一八・〇 一冊

- 一二 慶長七年九月三十日丹州竹野郡いの村御檢地帳
楮紙 二三・三×一九・六 一冊

- 一三 慶長七年九月丹州竹野郡東樂寺御檢地帳
楮紙 二三・〇×一八・〇 一冊

- 一四 慶長七年九月吉日丹州与佐郡野間村御檢地帳
楮紙 二四・二×二〇・七 一冊

- 一五 慶長七年七月廿日丹州与佐郡宮津下村御檢地帳
楮紙 二三・五×二〇・二 一冊

- 一六 慶長七年八月丹州加与謝郡加悦庄町方檢地帳
楮紙 二三・七×一九・五 一冊

- 一七 慶長七年七月丹州加佐郡河守之内金屋村御檢地帳
楮紙 二三・五×二〇・二 一冊

- 一八 慶長七年八月十日丹州与佐郡苅中難波野御檢地帳
楮紙 二三・四×一七・八 一冊

- 一九 丹州国加佐郡各村惣高書上帳
楮紙 二四・二×二〇・三 一冊

應宣 留守所

可令早傳定他所居住若觀等知行任

永仁應宣月大寺知行領軍丹後國

一宮十月仁應宣町一院在丹後國事

右於一宮應宣町令傳申上男他町若住

被領知可令進退領軍當寺之首永仁被

應宣軍而左應宣町相末上軍軍難教計

被辨田云有限領軍方所使等和上而令關

其以無謂早任親大寺知行領軍可再

被利橋之應丹一院應宣町直末後付已道

元德元年十月 日

大介藤原朝臣

元德元年（1329）10月日丹後国司庁宣

丹後國一宮深秘抄

神代有一箱号極翁八八天下降浴清流
清流者粉河也稱粉河改者天女此作酒
其水不於流也似改粉河云彼天女前起故
取勝天日衣間新天不傳所莊間成入
歸此安作酒浸也停妙酒者明者勸請自
丹後國和朝酒位本也彼天女在丹傳之
後虛盛常放光飛行給事自鳥龍如放光
此天女來勸請之應丹後耐有降臨本應此
天神七代第一國常三尊佛意仍与伏那
宮造与伏宮之龍光放給龍宮云
天女天降率悲泣一臂詠成候之明神
放光此地降給自天理而供物天上下持種
齊花自禁常覆天寶魚其上改号天降
今大寺北山一處在之人王代御門崇祈
天三神宇天照大神奉与依宮天照大神同此
常尊龍靈大明神礼詞云
丹後國一宮深秘抄
元德元年十月十日
丹後國司庁宣

丹後国一宮深秘抄



慶長7年（1602）丹後国検地帳（与謝郡加悦庄・竹野郡木津庄）

浮島十三重塔納置品

一括 (考古資料・指定)

宇治市宇治東内一

宗教法人 放生院

(京都国立博物館寄託)

内訳・時代

一、金銅舍利塔	一基	鎌倉時代
一、水晶五輪塔	一三基	鎌倉時代
一、金銅筒形容器	一合	鎌倉時代
一、金銅瓶形容器	一合	鎌倉時代
一、銅板鋸留角形箱	一合	鎌倉時代
一、銅五輪塔	一口	平安時代
一、紺紙金泥法華經 (開結共)	一〇卷	鎌倉時代
一、経軸木	一二本	鎌倉時代
一、金銅蓮台形容器	一合	室町時代
一、銅板鋸留角形箱	一合	室町時代

品質形状・法量

(単位センチメートル)

金銅舍利塔 銅、鍛造、鍍金。五輪塔形。水輪上に水晶舍利容器を置く。

全高一六・〇、地輪幅八・一、水晶容器最大径一・七。

水晶五輪塔 水晶製。全高三・三、四・六、地輪径一・〇、二・四。

金銅筒形容器 青銅、鑄造、轆轤削り仕上げ。内外面鍍金。

全高四・二、身径二・三。

金銅瓶形容器 青銅、鑄造、轆轤削り仕上げ。

全高四・四、口径一・三。

銅板鋸留角形箱 青銅、鑄造、轆轤削り仕上げ。

銅五輪塔

全高二・八、身径二・二。
青銅、鑄造後に彫金。

紺紙金泥法華經

全高一七・五、鈔張長四・八、鈴身長七・四
縦約一六、一行一七字、銀界、界高一三・五、界幅一・三、
一紙長約五〇。

経軸木

全長一八・三、径〇・七。

金銅蓮華形容器

銅、鍛造、鍍金。全高六・八、受座径二・三。

銅板鋸留角形箱

銅板。黒漆塗。鍍金跡あり。
高二・六、幅一八・四、奥行一九・八。

浮島十三重塔 (重要文化財) は、弘安九年 (一二八六) に西大寺叡尊 (一二〇一〜九〇) が宇治橋を再興した際に、宇治橋供養と宇治川における殺生禁断を祈念して建立された、わが国最大の古石塔 (高さ一五・二メートル) で、宇治川の中州である浮島に聳え建つ。数度の倒壊と再興を経て今日に至っているが、現在の姿は宝暦六年 (一七五六) に倒壊した後、明治四二年 (一九〇八) に再興されたものである。

本納置品は、塔軸部に存在する凹部に納置されていたといわれ、宝暦六年 (一七五六) の洪水で塔より流出して以来放生院に伝来している。放生院は宇治橋東詰に所在する律宗寺院で、弘安四年に叡尊が堂供養を行い、その布教活動、宇治橋架橋事業における拠点寺院となり、以後も西大寺末寺として宇治橋の維持、管理にあたってきた。

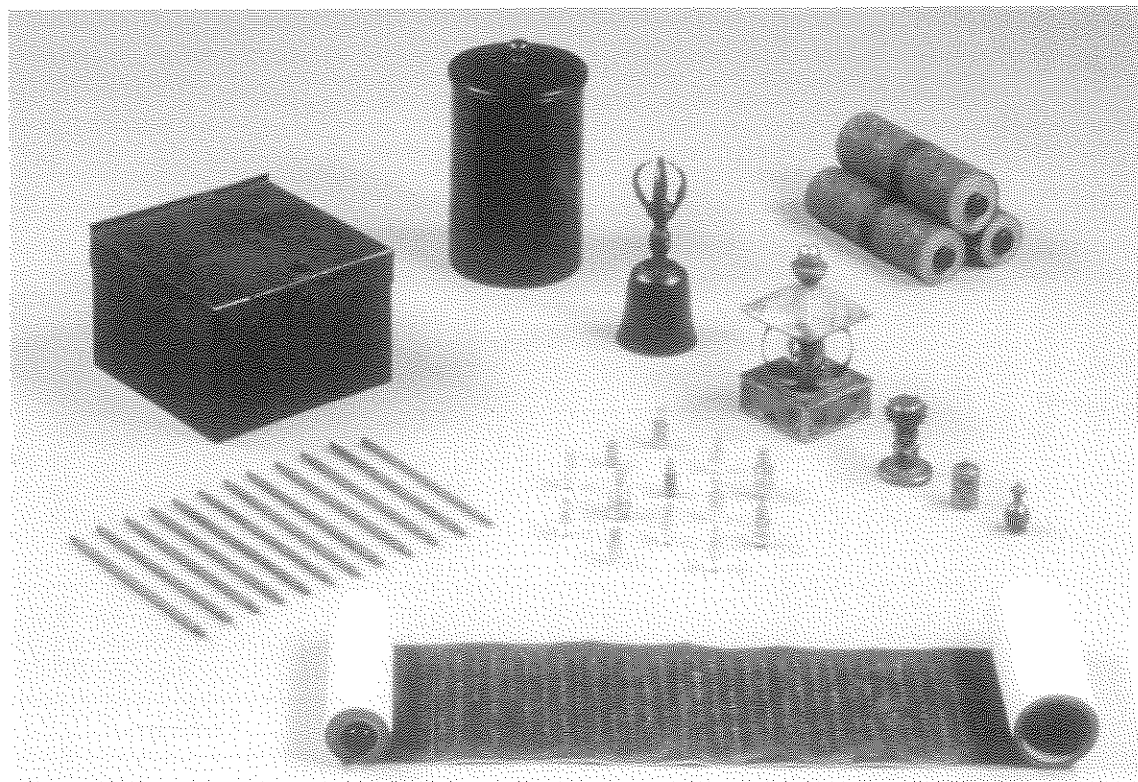
納置品は、金銅舍利塔一基、水晶五輪塔一三基、金銅筒形容器一合、金銅瓶形容器一合、銅板鋸留角形箱一合からなる。また、このほか金銅如意輪観音立像一軀及び金銅十三仏坐像一三軀が、明治四一年に塔軸部凹部に納置された。

金銅舍利塔は、火輪が宝形造瓦葺屋根の形状を呈する五輪塔形で、内部に舍利四粒を納めた球形の水晶舍利容器を水輪部蓮華座上に置く。装飾は控えめで

あるが、均整がとれた形姿や蓮華座、格狭間などの的確な造形に高い技量を看取できる。形状は建長五年（一二五五）に叡尊が供養した般若寺十三重塔の納置品（重要文化財）中の金銅舍利塔と類似する。水晶五輪塔は石塔層数と同数の一二三基を数え、各々身と蓋から構成され舍利納入孔を穿つ。金銅筒形容器一合と金銅瓶形容器一合は、同質であり共に総高四センチメートル余の小型品であるが、細部まで破綻なく制作されている。鑄銅経筒一合は、後述の経典を納めていたとみられるもので良好な鑄上がりを示す。以上の納置品はその形制から鎌倉時代の制作と考えられる。また、鑄銅五鈺鈴は強い鈺張、直線的で裾広がり、鈴身の形状を呈し、表面に手摺れもみられることから、制作時代は平安時代後期に遡り、伝世品を納置したものと考えられる。

紺紙金泥法華經一〇巻は、水損により各巻とも巻首及び天地が欠失し紙色も茶褐色に変色しているが、尾題により法華經八巻及び開結經二巻と知られる。巻第八に「□（弘）安九年八月日 相似比丘「□」」との奥書があり、本經が十三重塔供養に先立って書写されたことがわかる。また、經軸木一二本には、判明分だけで一一九名以上の結縁者名が墨書され、叡尊の宇治における布教活動を知るうえで注目される。また、經軸木の本数から經巻は前述の一〇巻のほかに存在していたとみられる。これらのものは、叡尊による塔供養時に納置された品と考えられる。

一方、金銅蓮台形容器及び銅板鉾留角形箱は、造形に精緻さを欠くことから室町時代の制作とみられ、後世の再興時に追加納置されたものと考えられる。叡尊は、大和を中心に畿内一円をめぐり、戒律護持を唱え殺生禁断を説くとともに、慈善事業を推し進めて思想の実践に努めた。その結果、多くの庶民の帰依をうけ、西大寺、般若寺などを復興して西大寺流律宗の発展の基礎を築いた。その間、舍利信仰を高揚し、西大寺金銅宝塔（国宝・文永七年（一二七〇））など金工技術の粋を尽くした工芸品を多数制作するとともに、一方では西大寺本造釈迦如来像納入品（重文・建長元年（一二五二））、般若寺十三重塔納置品にみられるような、小型五輪塔形舍利容器を中心とした多様な像（塔）内納入品を制作するなど、工芸品制作に卓越していた。





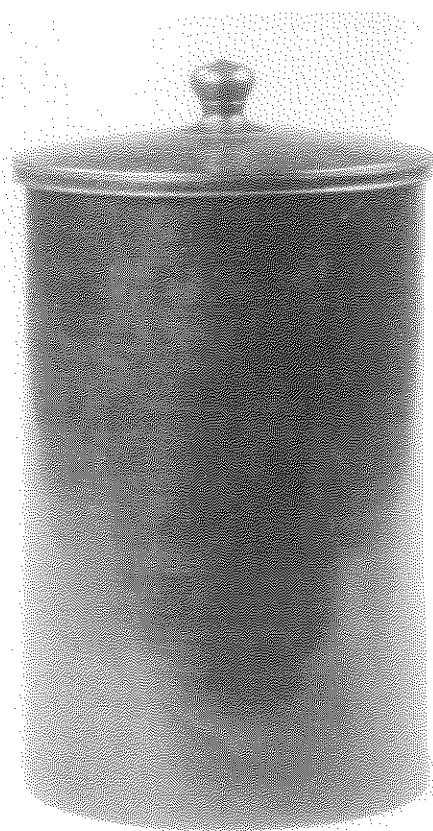
金銅舎利塔

本納置品は叡尊の宗教活動の掉尾を飾る一大事業に関わるもので、数度に及ぶ塔の倒壊にもかかわらず、なお多様な納置品を伝存している。これらは、作行きの優れた塔内納置品の基準作例であるとともに、戒律護持を不断に実践した叡尊の信仰と事績を伝える中世考古資料の一括遺物として貴重である。

(地主 智彦)



鑄銅五鉦鈴



鑄銅經筒

袋中上人関係資料

一括（歴史資料・指定）

京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町

宗教法人 檀王法林寺

一部京都国立博物館（寄託）

一、絵画

四点

一、工芸品

二点

一、典籍・古文書類

六八点

時代 桃山時代・江戸時代・古琉球時代

檀王法林寺は東山区の三条川端畔に所在する浄土宗西山派の寺院で、初めは天台宗に属して蓮華藏寺と称したが、文永九年（一二七二）に望西樓了恵の時に浄土宗に改めた悟真寺を前身とする。慶長一六年（一六一一）、京都三条大橋畔の伏見屋次郎兵衛が袋中良定を招請して、一寺を建立し梅檀王院法林寺と号す。

袋中は天文二二年（一五五二）に奥州岩城郡磐西村（現在の福島県いわき市西郷町）に生まれる。浄土宗関東三派の一つ名越派檀林で修学し奥義を究める。諱は良定、号は弁蓮社入観、幼名を徳寿丸と称す。慶長七年に郷里を出立し九州に渡り、仏典研究のため渡明を志すが果たせず、翌八年琉球に留まり三年の歳月を過ごす。慶長一四年に琉球が島津氏の侵攻にあつて尚寧王が日本に幽閉される前夜のことである。在琉の間、琉球国尚寧王の信仰厚く、那覇に建立された桂林寺の開山に請ぜられて彼地へ浄土宗布教を行い、帰国に際して尚寧王から三〇余点の名器を拝領した。帰国後は『琉球神道記』五巻の著述を始め、山城国山崎大念寺で清書を完成させている（現在の袋中庵本＝重要文化財）。

慶長一六年から元和五年（一六一九）まで約八年間、法林寺住持として布教に務めた後、東山菊溪に草庵（後の袋中庵）を結び隠棲する。その後南行して

南部に念仏寺、南山城瓶原（加茂町）に心光院を造りて移り住み、布教と著作に専念しつつ、寛永一四年に綴喜郡飯岡（京田辺市）の地を畢生の地と定め、寛永一六年正月二日、八八歳をもって入寂した。

このような由緒により檀王法林寺には、袋中在任から晩年にいたる上人直筆のもののやその高弟の書写にかかる浄土宗関係の多くの著作・典籍や書画類、及び琉球尚寧王から贈られた将来品が伝存する。

一、絵画は四点である。そのうち絹本着色袋中上人像は、「辛亥年春三月」琉球国尚寧王の画賛あり、慶長一六年に尚寧王が二年の抑留生活を終えて帰国を待つ薩摩滞在中に画されたもので、受難のなかにあつて王の上人への恩慕の念深きものがありこの一幅を贈ったものである。また、西湖図は、従来「琉球国中山府古図」と称されてきたが、景物描写から中国浙江省の西湖であることが判明したもので、風景画としての西湖図に人物描写を加えた独特のものである。

一、工芸品は二点で、袋中渡琉時の将来品、及び尚寧王日本幽閉時の贈品を主とする。黒漆塗文字入螺鈿曲象・司馬温公家訓螺鈿掛板・朱漆垣松螺鈿卓は、精緻な琉球螺鈿の特色をよく示すもので、卓は琉球漆芸に見られる独特の朱漆色を呈し、遺例少ない一七世紀初頭の琉球漆器・琉球螺鈿の作品として貴重なものである（掛板の一部に中国螺鈿を含む）。また、藍胎内朱漆鉢は竹を編んで作り側面を七宝繋ぎで加飾する。鶴蓮華文七宝面盆は銅板を円形に作り表面に鶴・麒麟・蓮華文・雲文などを赤・緑・黄色の七宝であらわす華麗なものである。いずれも南国琉球の独特の趣向を凝らした作品といえよう。クパ団扇は南洋産のピロウの葉で形作り、周囲を籐でつづつて補強し竹の柄には赤・緑・白・黒の密陀絵で楼閣人物図及び騎馬人物図を描く。これらの全てが琉球産とは即断できないが、当時の南方交易を物語る資料として重要な意味をもつものといえよう。

一、典籍・古文書類は六八点からなる。その多くは袋中上人の著作及び筆写になる典籍類である。そのうちの幾つかを紹介すると、袋中が法林寺住持時代のものとして、天竺往生願記は袋中自筆の傍注を付し、「端書」一巻は袋中自

筆の注釈書（慶長十八年識語）である。当曼白記・同挾鈔記は当麻曼荼羅の注釈書で袋中自筆序文がある。また浄土三部経相伝切紙類及び五重略釈・決答要釈・領解抄・難遂記は浄土宗名越派伝法相伝書及びその書の注釈書である。評摧邪輪は袋中が元和五年に洛北氷室にあつて樹尾高山寺明恵の摧邪輪を読んでこれに批評を加えたものである。さらに寤寐集は袋中晩年に筆録されたもので過去の出来事十七項や夢見事三十五項を思い出するまに筆録したもので、上人の思想・伝記を語る上で看過できない。

本資料は、近世初頭の激動期に浄土宗教学を究めるために中国に渡航しようとして琉球国に至り、尚寧王の欽慕を得て帰国した袋中良定の思想とその活動を物語る著作・浄土宗典籍などの関係資料、及び尚寧王からの拝領品などからなり、卓越した行動力をもった浄土宗学僧の思想や対外交流を示す関係遺品として歴史的価値が高い。

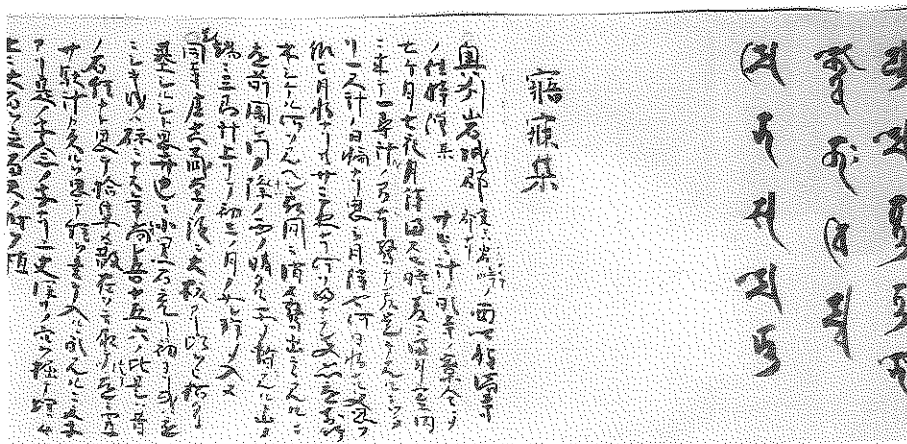
（石川登志雄）



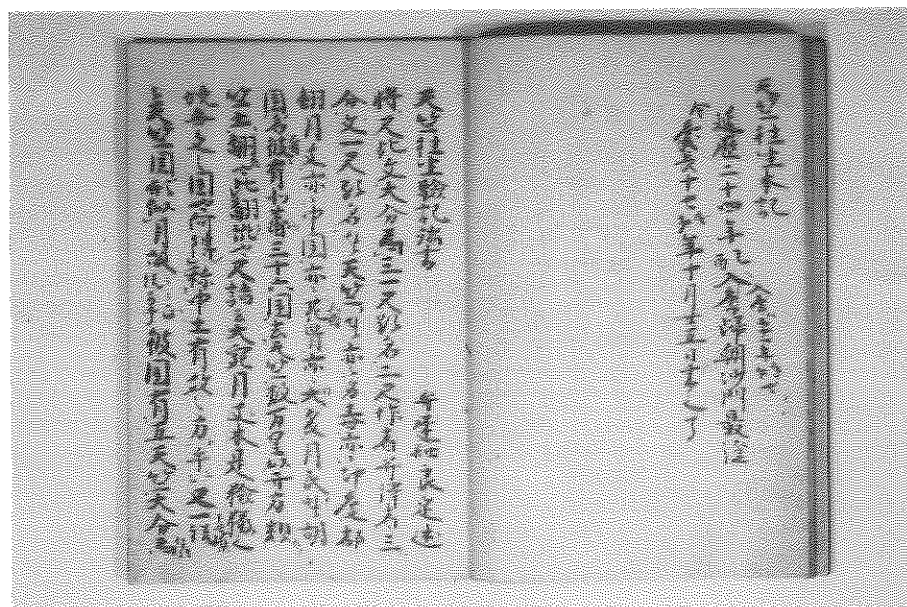
絹本著色袋中上人像



朱漆垣松螺鈿卓



寤寐集



天竺往生驗記并端書

無形民俗文化財

山国隊軍楽

(登録)

北桑田郡京北町字小塩、初川、井戸、大野、比賀江、中江、辻、塔、鳥居、下
山国隊軍楽保存会

北桑田郡京北町は、京都市内を貫流する桂川の上流に当たると山間の町で、南部は京都市に隣接しており、古来より農林業を主な生業としてきた。山国地区は、町役場のある周山から京都市左京区花背に向かって北東にのびる国道四七七号線沿いの集落で、旧山国村の小塩、初川、井戸、大野、比賀江、中江、辻、塔、鳥居、下から構成されている。山国地区は、古代の禁裏御料山国庄で、長岡京や平安京造営の際には木材を供給したと伝えるが、中世には木材ばかりでなく、粽、餅、鮎、木工品などを献上するとともに、万に備えて、御所の警備役をも務めてきた。こうしたことから、地元の人々の皇室への思いは格別のものであった。

慶応四年（一八六八）一月四日、山陰道鎮撫総督西園寺公望は山陰道の玄関口に当たる丹波の村々へ官軍に加わるよう檄文をだす。これに呼応し、山国の農民たちは一隊を結成して馳せ参じ、岩倉具視より「山国隊」の名をもらった。まず、因幡藩新屋敷（現・京都市上京区）に入って、フランス陸軍の歩兵操典による訓練に励み、その後、京都に残り御所を警備するものと因幡藩に属して東征に参加するものに分かれる。東征に参加した一隊は、中山道を経て江戸に入り、再びフランス式の軍事教練を重ね、その後日光街道から栃木方面へ進む。四月二二日には壬生城（現・栃木県壬生町）をめぐる安塚の戦いが行われるが、これは山国隊にとって戦死者一名、負傷者四名をだす最大の激戦となり、後にこの日は山国護国神社の祭日となった。有志九名はさらに奥州まで出陣したが、一月には一同揃って有栖川宮の凱旋隊に加わり、明治二年二月一八日山国に帰着した。

軍楽は、大太鼓、小太鼓、笛で演奏されるもので、伝承曲には「礼式」（一三番）、「行進曲」（一六番）の二曲あり、神社には厳かな「礼式」を奉納し、神社から神社への移動の際には「行進曲」を演奏する。隊列は、保存会長を先頭に、山国隊旗、保存会旗、錦旗（紅・白）、楽隊旗といった旗類が続き、その後に軍楽指揮者が位置し、その後の小太鼓八人、笛一人、大太鼓一人からなる楽隊を指揮する。さらにその後ろには鉄砲隊旗、鉄砲隊長、鉄砲隊八人が続き、最後尾が殿二人で合計四〇人以上の隊列となる。隊員はいずれも紫の袴に黒の羽織をつけ、腰には大小二本の刀を差し、頭には白い鉢巻をまく。左肩には官軍の証である錦の肩印と当時の隊員を記した布をつけ、先導する会長や軍楽指揮者などは陣羽織をつけ熊毛の陣笠をかぶる。

山国隊軍楽は、明治維新後は祭礼の日を実施されることになり、第二次世界大戦の際は一時中断したものの、昭和二十六年には青年有志により復活、昭和五九年からは地区全体で伝承していくため保存会が結成された。現在は山国護国神社の例祭（四月二二日に近い日曜日）と山国神社の例祭（十月一日に近い日曜日）に行われている。保存会には、かつて使用していた楽器類や錦旗、楽隊旗などとともに、血盟書や組頭を務めた藤野斎による征東日誌、隊用備忘録など貴重な資料も保管されている。

山国隊は、祭礼に奉納する一方、明治二八年から始まった時代祭にも参加した。しばらくして経済的な理由などから、大正六年を最後に参加をとりやめたため、時代祭の先頭は、当時新たに京都市に編入された下京第三四学区壬生地区の人たちが務める維新勤王隊にかわった。昭和三年以降は、山国隊軍楽との混同を避けるため、新たに作られた「戊辰行進曲」が演奏されている。

山国隊軍楽に類似するものとして、千葉県佐原市の「おらんだ楽隊」（千葉県指定無形民俗文化財）、山形県天童市の「維新軍楽隊」などがある。いずれもホルンやクラリネットなどの吹奏楽器が入った本格的な軍楽ではなく、鼓笛隊による軍楽である。

山国隊軍楽は、軍楽自体はもちろんのこと、山国神社祭礼の還幸祭に鉦鉦や御輿を先導する形で演奏されるなど民俗的にも興味深いが、我が国への洋楽の

導入を考える上でも資料的な価値が高く貴重である。

(原田三壽)



隊列を整え山国神社を出発



天満宮社に「礼式」を奉納



「征東日誌」などの収蔵庫保存資料

史跡名勝天然記念物

高山十二号墳

(史跡・指定)

竹野郡丹後町徳光小字高山

丹後町

高山十二号墳は、昭和六二年度に行われた財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターによる発掘調査で、直径約一八m、残存高約二・五mを測る円墳であることが確認された。片袖式横穴式石室を内部主体とし、石室の規模は全長約一二m、玄室長約五・九m、同幅約二・一m、羨道長約六・五m、同幅約二・三mを測る。石室はほぼ南に開口し、羨道部は「ハ」の字に開く。石室の遺存状況は比較的良好で、天井石は羨道部上の二石を残してほかは抜き取られているものの、奥壁・側壁はほとんど遺存していた。使用された石材は、付近から産出する安山岩と凝灰岩である。玄室内の両側壁は、基底石に大型で扁平な長方形の石を横置きし、上部は中型の石を三段積み上げる。奥壁は大型と中型の石材を二石縦置きし、上部に二段積んで構成する。羨道部の両側壁は中小型の石材を最大四段積んでいる。

副葬品は主に玄門付近から出土している。羨道の玄門付近には閉塞石が遺存しており、玄室側閉塞石周辺から副葬品が集中して出土し、その検出状況から追葬時の片付けは考えられるが、盗掘の痕跡は確認されていない。また、玄室床面には排水溝などは設けられておらず、棺台と考えられる石列が検出された。

副葬品は、金銅製双龍環頭大刀柄頭二点をはじめ、金環七点、勾玉三三点、管玉四点、切子玉二点、ガラス小玉三三点の装身具類、鐔四点(うち金銅製喰出鐔一点)、銀象嵌円頭大刀柄頭一点、直刀約一〇点、鞘尻金具一点、刀装具四点(うち銀象嵌品一点)、刀子六点、鉄鏃百二点の武器類、鉄地金銅張辻金



高山十二号墳全景(北から)

具六点、革金具七点、鋳鉄製品一点、轡二点、鞍金具四点、鉸具五点、鍔一点などの馬具類、ほかに全国的にも類例の少ない特殊扁壺を含む須恵器および土師器などが多数出土している。

金銅製双龍環頭大刀柄頭が二点あること、鉄地金銅張辻金具が二型式出土していることなどから、馬具と大刀がセットになって二回副葬された可能性があり、金環の数からは少なくとも四人以上の埋葬が考えられる。また、須恵器、土師器には七世紀初頭から末頃にかけてのものが出土している。以上のように同古墳は七世紀初頭に築造され、同末頃までに複数回の追葬が行われたといえる。

高山古墳群は、竹野郡丹後町徳光小字高山に位置し、竹野川の支流である徳良川が開いた東西方向の谷の北側丘陵の緩斜面に散在的に分布する。同古墳群は、丹後国営農地開発事業に伴い、昭和六一年度から同六三年度にかけて財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターと京都府教育委員会により発掘調査が行われた。調査の結果、九基で構成された古墳群で、いずれも横穴式石室を内部主体とし、六世紀後半から七世紀初頭にかけて築造されたものと判明した。高山十二号墳は、本古墳群中最大の墳丘規模を有し、その石室は、片袖式横穴



高山十二号墳位置図

式石室では丹後地域最大に位置づけられ、豊富な副葬品の内容も注目された。このため調査後、本墳は事業用地から除外・保存され、その後整備・管理されている。

また、副葬品は、報告書作成ののち府立山城郷土資料館で金属製品の保存処理が行われ、現在は丹後町立古代の里資料館で一括保管展示されている。なお、金銅製双龍環頭大刀柄頭の出土は、全国約六〇例のうち府内で三例目、丹後地域では久美浜町の湯舟坂二号墳(府指定史跡)について二例目であり、同一古墳内から複数の環頭大刀が出土したのは全国的にも稀である。また、特殊扁壺は全国で七例目、府内では宇治市牟上り一号墳に次いで二例目である。これら一括出土品は、平成十四年度丹後町教育委員会により町指定文化財となった。

高山十二号墳の所在する丹後町には古墳が多数造られている。中期には日本海側最大級の前方後円墳に数えられる神明山古墳(国史跡)が竹野川河口東岸に、続いて神明山古墳の北方に直径約五〇mの大型の円墳である産土山古墳(国指定史跡)が築造される。中・後期の古墳群も多く、神明山古墳南方丘陵上にあって、舟形石棺や組合せ式石棺などが確認され、方墳を主体に構成される願興寺古墳群(中期)、産土山古墳に隣接して営まれた大成古墳群(後期)などがある。これらは日本海に面するかもしくは竹野川河口付近に存在したとされる潟湖を取りまくように立地している。高山古墳群はやや内陸部に位置し、これらの古墳群とは趣が異なるが、地域の主な古墳群の一つである。

高山古墳群の首長墳的内容が確認された高山十二号墳は、丹後地域最大の片袖式横穴式石室であり、出土品は全国的に見ても稀な金銅製双龍環頭大刀柄頭二点を含む、後期古墳の副葬品一括出土例として大変重要である。また保存状態も良く、京都府、さらには近畿地方北部の後期古墳を理解するうえで欠かすことのできない位置を占める古墳と言える。

(有井 広幸)

文化財環境保全地区

木積神社文化財環境保全地区

(決定)

与謝郡岩滝町字弓木小字宮ヶ谷四〇八番他

宗教法人 木積神社

木積神社は与謝郡岩滝町字弓木に鎮座する。祭神に五十猛神と大物主神を祀る。『延喜式神名帳』に記される小社木積神社に比定する説もあるが、被災等により社記・文書類を失っているため、創立・沿革については詳らかでない。弓木・石田両集落の氏神である。昭和二年(一九二七)には丹後大震災により大きな被害を受けたが、順次復興され、現在に至る。

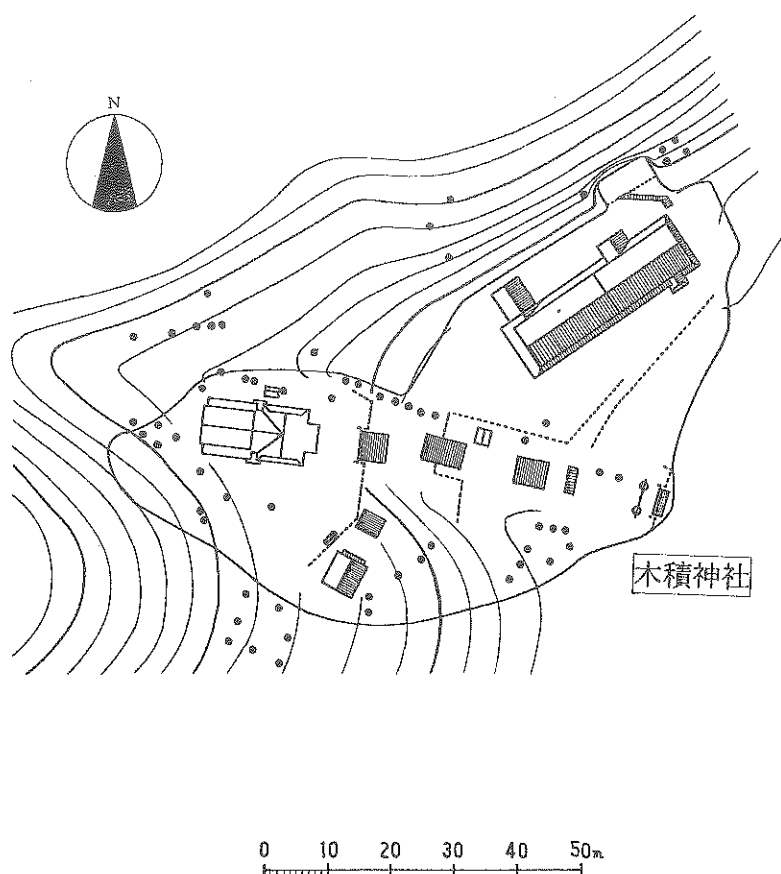
境内は東西に細長く、参道入口の東端から本殿の鎮座する西端まで離壇状に高くなる。本殿奥から北側にかけては小川が流れ、途中に樋を設け禊の場としている。参道には明和元年(一七六四)に室町期の宝篋印塔二基の塔身を火袋に改修した灯籠があり、他にも石灯籠が数基配され、最後部に拝殿と本殿(今年度登録予定) 覆屋が建ち並ぶ。現在の本殿は、天明六年(一七八六)に再建されたことが『奉山王宮社再建寄進帳』(現在所在不明)により伝えられる。境内北側には一段上がった所に宮司宅が建ち、さらにその裏手の高台に墓所が設けられる。墓所には慶長以降続く歴代宮司の墓石等が並ぶ。

当社は阿蘇海から一・五キロメートル程内陸に入った野田川の支谷に鎮座する。境内地は山麓の台地状地形より上部に位置し、適度な保水性を持つ砂質壤土と、沢の水による豊かな土壌水分と高い空中湿度を備えた、樹木成長に適した湿潤な立地環境となっている。

社叢は常緑広葉樹林と針葉樹林とに大別される。境内を囲むようにウラジロガシが優占する常緑広葉樹林と植林されたスギからなる針葉樹林とが分布し、さらにその周囲にシイ林や竹林、高茎草本群落が見られる。

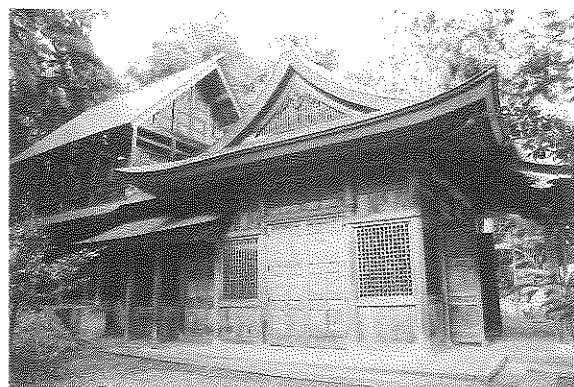


木積神社文化財環境保全地区 遠景



木積神社文化財環境保全地区 範囲図

正面鳥居をくぐると、左手に樹高約二〇メートル、胸高直径八〇センチメートルを越えるタブノキやウラジロガシが生育し、参道南側では樹高二〇メートルを越えるものが数多く見られる。最後部に建つ本殿の周囲ではスギ植林が分布する。特に、拝殿北側に立つスギは胸高直径一一〇センチメートルを計り、境内で最大のものである。本殿西側山地の急な斜面ではシイ林が分布しているが、下床では林内照度が低く、草本層に耐陰性・湿性の植物が見られる。境内周囲において最も広範囲で確認されるのが、山腹に広がるモウソウチクの竹林である。以前はヒノキの人工林であったというが、現在はその形跡を確認できないままになっている。



木積神社文化財環境保全地区 本殿覆屋及び拝殿



木積神社文化財環境保全地区 滝

当社の社叢は日本海側としては一般的な樹種構成であるが、樹高成長の良いたことが特徴としてあげられる。マツ類を除くと、海岸近くでは強風のため二〇メートルを越える樹木は少ない。恐らく、沢筋の凹地形で背後に山を抱き、主風の南西風や北東風を直接受けない地に鎮座しているためと考えられる。山体中腹より上部ではスダジイの大径高木が数多く生育しており、今後スダジイやタブノキが優占する照葉樹林へと遷移していくものと予測される。

また、木積神社の祭事として、神楽、太刀振、笹ばやしが伝承されており、(京都府登録無形民俗文化財)この雛壇状になった境内を使い奉納される。境内北側を流れる小川に設けられた滝は、祭礼時における祓禊(みそぎ)の場である。元来境内奥にあったものを砂防堰堤の建設に伴い現在地に造り直したものである。今後樋の口等を竹で整備し、滝の辺りを清掃することにより、より一層特色ある神社景観を創出することができよう。

今回の文化財環境保全地区約〇・四四ヘクタールは、本殿を中心とする境内と宮司宅や歴代宮司墓所、そしてそれらを取り囲む社叢が歴史的景観を形成しており、貴重な保存すべき地域である。

文化財紹介シリーズ「記念物編」

府内の古道

—「東海道分間延絵図」を中心に—

—はじめに

千年の都京都是、そこに多くの文化を育むとともに、また各地と人や物の交流を繰り返してきた。こうした人や物、或いは文化の交流を媒介してきたものが、いわゆる「道」である。道には、陸路のほか、船運など水運の道もあり、現代では空の路まで開かれている。こうした道の中で、古くから利用され、そこに各種の歴史的遺産が残されているものを「歴史の道」と呼んでいる。道は、時代とともにルートを変え、古い時代のものは埋もれ、時とともに忘れ去られているものもあるが、近世の道はまだ、比較的良好にその名残を留めているところもある。

「王城の地」京都是、各地からの道が通じており、政権が江戸に移った江戸時代以降でも、経済・文化の中心地としての命脈を保ち、京都に向かう「京街道」と名づけられた道を各地に残している。

よく「京街道を歩きたいのですが、ルートはどこですか。」との問い合わせがあるが、実は京都に向かう道はすべて京街道であり、「どちらからの道でしょうか。」と聞き返す結果となる。道は、行く方向の名前で呼ばれることが多く、京都の方からでは、丹波道とか、若狭街道、大津道、西国街道、摂津街道などと呼ぶからである。

ところで、こうした「歴史の道」と呼ばれているものは、文化財として扱う場合には記念物の史跡の分野に入り、交通関係遺跡などと呼ばれるものもある。ただ、指定や登録がなされている交通関係の遺跡は、

付表一 京都府内の交通関係史跡等

区分	指定等年月日	名 称	所在地
国史跡	昭九・一・二三	高瀬川一之船入	京都市中京区
市登録史跡	昭六〇・六・一一	大宅一里塚	京都市山科区
市登録史跡	昭六〇・六・一一	今出川通寺町東入表町（大原口）道標	京都市上京区
市登録史跡	昭六〇・六・一一	北白川西町道標	京都市左京区
市登録史跡	昭六〇・六・一一	吉田本町道標	京都市左京区
市登録史跡	昭六〇・六・一一	三条通白川橋東入五軒町（三条白川橋）道標	京都市東山区

市町村指定を含めても別表のとおり六件で、ほかに伊賀街道の道標が有形文化財として山城町指定となっている程度で、京都府内ではまだ今後の調査によるところの大きい分野である。

さて、こうした状況ではあるが、本稿では府内の古道を二、三紹介する。ただ、先記のとおり、いまだ道程の詳細な復元など、今後の調査によるところが多く、将来に訂正等を要することがあるだろうが、とりあえずのところ御容赦願いたい。

今回紹介する道は、「東海道分間延絵図」という良好な資料がある府内の旧東海道を中心に、あと石畳道が残る府内の京街道のうち普甲峠道と細野峠道である。

二 旧東海道

旧東海道は、俗に「五三次」といわれ、江戸日本橋から京都三条大橋に至る道であるが、実は江戸幕府の作成した「分間延絵図」では、京都山科の手前追分で三条大橋に至る三条道と分岐し、伏見を通過して、淀から、枚方、守口を経由して大坂に至る道が描かれ、実質的には江戸から大坂に至る「五七次」が幕府道中奉行管下の東海道として取り



旧東海道位置図 (1) (S=1/50,000)

扱われた。

この「分間延絵図」であるが、正式には「五街道其他分間延絵図並見取絵図」といい、江戸幕府が道中奉行に命じ作成した五街道並びに主要街道の測量絵巻である。寛政一二年（一八〇〇）年幕命により作成が開始され、文化三年（一八〇六）年に完成した。勘定や普請役等の役人を派遣して実地測量をし、縮尺約一八〇〇分の一で宿駅や一里塚、橋梁などを精緻に描いている。現在、八〇巻が残り、東京国立博物館に保管され、重要文化財に指定されている。なお、この模本が「五街道分間延絵図」として出版社から刊行されている。高価な本ではあるが、図書館等には置かれていたりところもあるので、利用されることをお勧めする。古道のルートを調べるには最高の資料である。

さて、旧東海道には、先に述べたように三条大橋へ至る三条道と、伏見を経由して大坂に至る伏見道がある。まずは三条大橋に至る三条道から紹介したい。

(一) 三条道

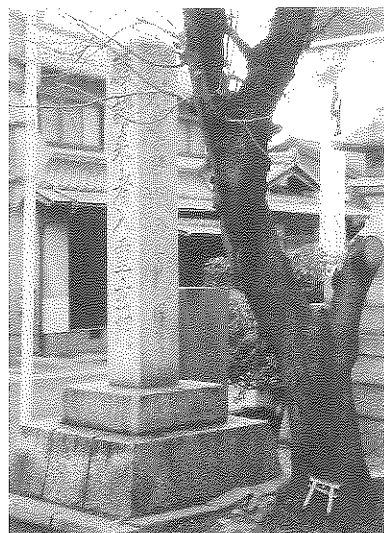
京阪電鉄京津線の追分駅から、国道一号线を少し東へ歩くと、名神高速道路が交差する手前でやや細い道が南西に分岐



追分の道標（東から）

している。この細い道が旧東海道である。分岐点から旧東海道に入り、少し進むと道が二股に分かれる。ここが先に紹介した三条道と伏見道の分岐点で二本の道標が立っている。この道標は「追分の道標」と呼ばれており、二本の内一本は、「きょう道（三条道）」と「ふしみ道」との分岐を示す道標である。もう一本は蓮如上人の遺跡への案内標で、下部が埋まっている。「きょう道」と「ふしみ道」の道標は、「都名所図絵」（安永

道は、現在の国道一号線よりやや高台に設けられており、この道が滋賀県と京都府の府県境となっている。三条道のルートをとると、やがて国道一号線を横断して、現在の三条道の一本北を通



小関越えの道標（北東から）



四ノ宮地藏堂（南西から）

り、しばらく行くとまた道標に出会うこととなる。これは、園城寺から京都へのバイパスである「小関越え」の道標で、ここが「小関越え」との合流点である。道標の各面には「三井寺観音道」「小関越」「願諸来者入重玄門」「文政五年十一月建立 飛客問屋京都・江戸・大坂へ中三店発起心相禅門」とある。

ここを過ぎると、やがて四ノ宮地藏の地藏堂が右手に見えてくる。この地藏は「廻地藏」と呼ばれ、京

九二七八〇年刊）でも紹介されているが、現在のものは昭和二十九年の再建で、元の道標は琵琶湖文化館に保存されている。現在ある道標の各面には「柳緑花紅 法名末徹」「みきハ京みち」「ひだりふしみみち」「昭和廿九年三月再建」と刻まれている。ここでは道をまっすぐ西にとり、三条大橋に向かって進む「きょう道（三条道）」をたどることとする。

（現在の国道一号線の東山トンネル付近を越え、馬町通りへと下りてゆく枝街道）との分岐点で、道を南にとれば渋谷越えから清水方面に至る。



五条別れの道標（北東から）

都六地藏廻りの一つに数えられる。「山州名跡志」（正徳元…一七一一年成立）では、地藏堂は十禅寺の東にあり、南向きの六角堂で、本尊はおのたかもち小野篁作の地藏菩薩立像であったと記す。道をさらに西へ、山科駅前を通過してしばらく行くと、また道標がある。これが、「五条別れの道標」で、宝永四年（一七〇七）の紀年銘があり京都市の登録史跡となっている。ここが、渋谷街道



民家の軒下、道際に並べられている車石（北から）

に一旦合流するが、北西へ少し進んだ天智天皇陵の南側あたりで再び細道となつて左に入り込むように分岐する。あとは道なりに進んで行く、木食上人が住した梅香庵（木食寺）の旧趾とも伝える亀の水に至る。石造の亀から水がしたたり落ち、傍らには不動明王を祀る。古くは街道を行き来する旅人がこの水で渴きを癒したと伝える。なお、ここに至る途中、民家の軒下に車石が並べられているところがある。おそらく付近の道路改修の際に収集されたものかと思われる。車石は、峠路を往き来する大八車の車輪が沈み込まないように、溝を掘った石を敷き並べたもので、日の岡峠東の三条通沿いには峠改修の際に掘り起こされた車石を集積した車道記念碑がある。

亀の水から道は急勾配となり、現在の三条通を下に見下ろしながら西に進み、峠の手前で再び現在の三条通と合流する。これ以後の旧東海道は、現三条通と重なっている。なお、ここ日ノ岡峠は明治八年（一八七五）京都府が改修工事を行い、峠を切り下げていた。その工事を記念して建てられた「修路碑」がその工事の様子を物語っている。また、現三条通の白川橋の傍らに京都市の登録史跡で、延宝六年（一六七八）の紀年銘がある三条通白川橋東入五軒町（三条白川橋）道標がある。ここまでくれば三条大橋は目の前である。なお、日ノ岡峠を越えたあたりには、琵琶湖疎水インクラインをはじめ数多くの文化財が点在している。

（二）伏見道

先ほどの「追分の道標」から道を左にとると、伏見から大坂に抜ける伏見道である。

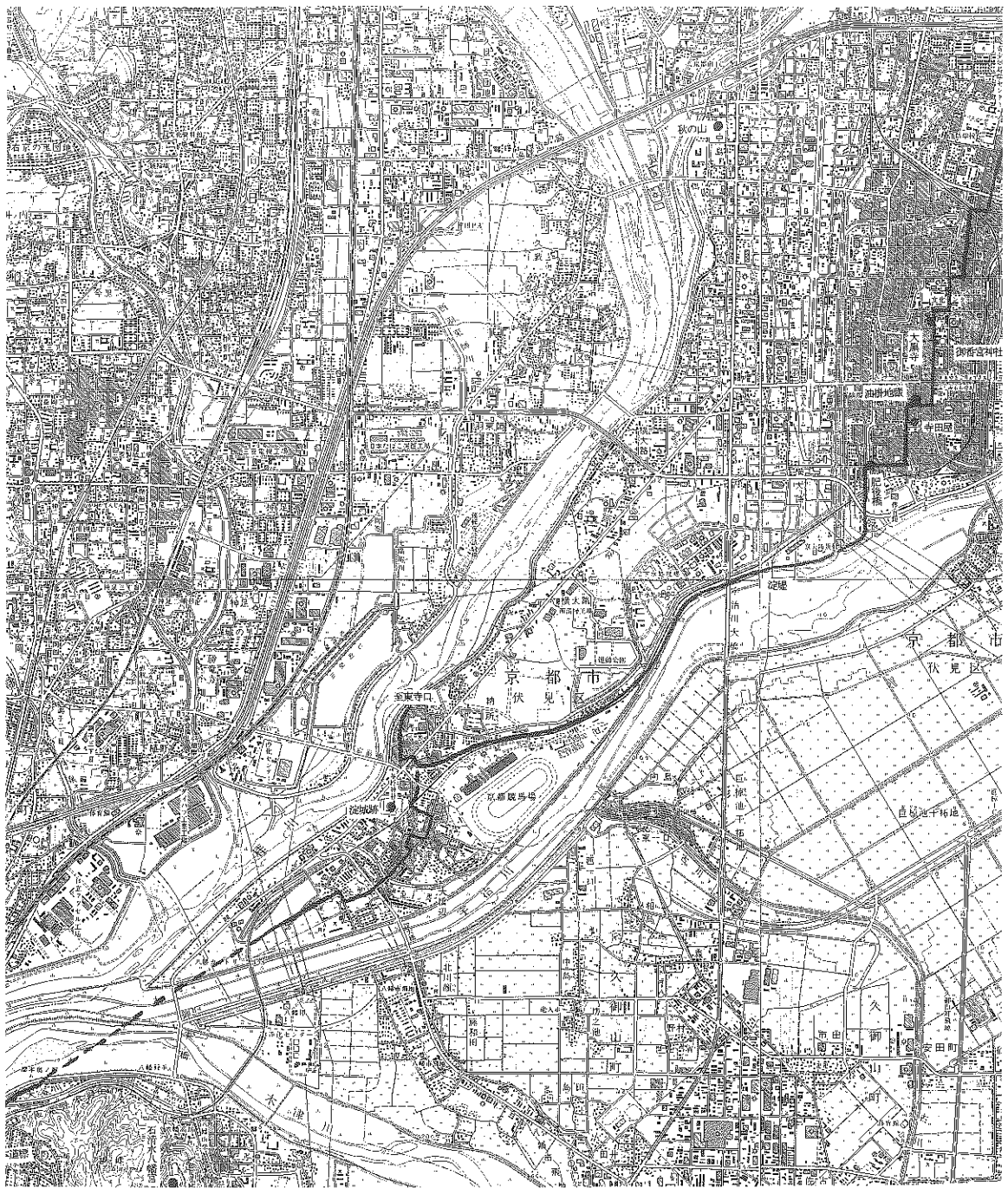
「追分の道標」から左へをとると、旧道は南西方向へ延びる。国道一号线を横断してしばらく行くと、蓮如廟の道標がある。これは西へ向かえば、蓮如上人廟や山科本願寺の故地に至ることを示すものである。なお、道標には「蓮如上人御塚道」「是より三町」「寛保二壬戌年三月」と刻まれ、方広寺へ至る京道との分岐点でもあったようである。

さらに旧道を南進すると若宮八幡宮がある。その境内では、大津・栗津両皇子墓と伝わる二基の宝篋印塔や、「おさん茂兵衛」の墓といわれる五輪塔を見学することができる。続いて、寶迎寺などを経て道を進むと大宅一里塚に至る。塚は、街道が名神高速道路と交差するすぐ北側にあるが、もともとは東西に二基あり、現在西側の塚のみが残る。周囲はいくらか削られており、残存する塚は、径四・五メートル、高さ一・八メートル程を計り、塚上には径〇・八メートルのエノキが繁茂している。

伏見道は、ここから名神高速道路をくぐり、大きく拡幅された道を進むと、道なりに進み、寛仁二年（一〇一八）仁海僧正が創建した随心院の手前の交差点で、西方へ曲がることとなる。なお、このまま南進すれば、醍醐寺の前を通り、六地藏から宇治を経て奈良へ向かう道となり、奈良街道と称



大宅の一里塚（南東から）



旧東海道位置図 (2) (S=1/50,000)

されている。また、随心院の境内には小野小町ゆかりと伝わる井戸などがあり、深草少将が小町のもとへと百夜通いを行ったのがこの場所との伝承地でもある。

さて、道を西にとり外環状線を渡ると、勧修寺の正面へと出る。この勧修寺は、醍醐天皇が母藤原胤子の菩提を弔うため、昌泰三年(九〇〇)宮道彌益の居宅を寺となしたもので、寺名は外祖父藤原高藤の諡号をとったものという。応仁文明の乱で焼亡したが、江戸時代に復旧した。宸殿、書院は元禄一〇年(一六九七)明正天皇の旧殿を賜ったものと伝え、庭園は、貞享年間(一六八四〜八七)に沙門祖音が古図により藤原時代の庭園様式を模して再造したという。道を挟んで南方の鍋岡山には、宇治八墓の一つで勧修寺家の始祖藤原高藤の墓や、その二男で従二位右大臣藤原定方の墓、歴代の勧修寺宮墓などがある。

勧修寺の正面へ突き当たった伏見道は、この寺の南側に回りこみ、現在名神高速道路が通過するルートで

峠を越えていたものと考えられている。残念ながら、高速道路建設に際して旧道が付けかえられており、現在では經由することはできない。ここでは高速道路に並走して設けられている大岩街道と通称される道を西へとたどることとなる。

峠も下りにさしかかると、大岩街道は名神高速道路と離れ大きく南側へ曲がる。曲がりながら坂をしばらく下っていくと、右手に分岐する細い道があるが、これが伏見道の名残りである。なお、この辺りには、深草十二帝陵や江戸時代に桓武天皇柏原陵と言われていた谷口古墳などがある。

一旦分岐した旧道は、また大岩街道と合流するが、JR奈良線を潜る手前の交差点で南側へ分岐する。分岐した後は鍵の手状に折れ曲がりながらJR奈良線を渡り、JR藤森駅の駅前あたりで向きを西へとかえる。その後は、深草三郷の鎮守藤森神社の社前を通って突き当たりの三叉路を南に折れる。藤森神社は、神功皇后を祭神とし、毎年五月五日に奉納される驅馬神事で著名である。また、摂社の大將軍社は、一間社流造の小振りな建物であるが、永享一〇年（一四三八）造営といわれ国の重要文化財となっている。

南に向かった旧道は、次の交差点で再び西へと折れ、墨染桜で知られる墨染寺の前を通り、また次の辻で南に折れる。墨染寺の南には、深草少将の邸宅跡と伝える欣浄寺があり、境内には「少将・小町の塔」が建っている。また、現在の国道二四号線との交差点には右手に榎木町の石柱が立っている。榎木町は、町の形がT字型で榎木の形に似ていることから名づけられたといい、山科西野に隠棲していた大石内蔵助が当地にあった遊郭で度々遊んだことでも知られる。

国道二四号線を越えると、伏見道のルートは伏見城の城下町内を屈曲を繰り返しながら南進することとなる。そして大手筋を越えたところ



大黒寺（東から）



油掛地藏（西岸寺）（北東から）

ろで西折し、竹田街道へ合流する。この間、少し道からそれるが、酒造会社の工場をはじめ、寺田屋事件で亡くなった有馬新七ら薩摩藩士の墓のある大黒寺、寺田屋の女将であった「とせ」の墓、あるいは、その昔売物の油をこぼした商人が、締めて残りの油を掛けたところ、その後多いに商売繁盛したとの故事から信仰を集めている油掛地藏などを散策することもできる。また、竹田街道合流点付近は、かつて京都駅から伏見まで通じていた路面電車の停留所があった場所である。ここから道を南にとり京橋を渡って右手に折れ肥後橋を渡り、濠川沿いを宇治川へと出て、堤防沿いを淀へと向かう。なお、寺田屋は京橋の手前を左に少し入ったところである。また、やや道を離れるが、大手筋と国道二四号線の交差点付近には、桃山様式の豪壮な本殿や伏見城の門を移築したものと伝える表門などを有する御香宮神社があり、またその南方の市営住宅団地辺りが伏見奉行所の跡地である。

伏見城の城下町を経てから、淀へ向かう道は、豊臣秀吉が伏見城築

城に際して築いた淀堤の上を通ることとなる。現在見る堤の姿は、当然後世の改修の手が加わっており、当時のものではないが、宇治川に沿って歩けば気分だけでも往時が偲ばれる。もともと、当時は伏見から三十石船がたくさん出ており、陸路を歩く人はそう多くなかったものと思われる。

堤防上をたどる道も、国道一号線を越えてしばらく行くと川沿いから離れ、京阪電車の踏切を越えて線路沿いに淀へと向かう。旧京阪国道の淀の交差点の少し北で旧国道を渡り、桂川の堤防沿いの道に合流する。この桂川堤防沿いの道は、北上すると鳥羽離宮の庭園築山の名残である秋の山などを横手に見ながら、小枝橋で鴨川を渡り、東寺口へと至る。なお、幕末の鳥羽伏見の戦いでは、この小枝橋では幕府軍と新政府軍が激戦を交えた。

話を伏見道に戻そう。伏見からの道が旧京阪国道と合流する手前、東寺口からの道が合流した地点から南へ進むのが本来のルートで、江戸時代にはここに宇治川を渡る淀小橋が架けられていたが、明治時代の流路付け替えにより旧流路は埋め立てられ、現在は旧国道の淀交差点を廻り、競馬場へと向かう広い道から進むことになる。この道も江戸時代の宇治川流路の跡地で、淀競馬場の馬場中央にある大池はかつての流路の名残りと言う。また、東寺口からの桂川沿いの道が淀交差点に向う付近に唐人雁木との地名が伝わる、かつて朝鮮通信使が江戸に向かう際、大坂から淀川を船で上り、この地に上陸したのでその名がついたという。通信使は上陸した後、この坂を下って淀小橋を渡り使館で休息した後、京都に向かった。

小橋を渡ると淀城の城下町で、右手に淀城を見ながら旧城下町内を通りぬけてゆく。この淀城だが、元和九年（一六二三）徳川秀忠の命により築城された城で、秀吉の愛妾淀殿の名の起りとなった秀吉時代



橋本の道標（南から）

の淀城は、もう少し西北に行った納所^{のうそ}にあった。この城は桂川、宇治川、木津川の三川に囲まれた中洲に築かれ、三重の堀を巡らしていた。現在は、京阪淀駅の西横に本丸跡の石垣が残されている。また、この城には大きな

水車が掛けられており、淀の水車として当時の風物誌となっていた。城下町を抜けると以前は木津川が流れ、淀大橋が架かっていた。この川も明治の木津川改修で埋められ、現在川はより西を流れ他の二川と合流している。淀大橋を渡った後は、道は橋本を目指して伸びている。淀大橋の跡地から背割り堤方向に向かつて伸びる道があるが、これが旧街道の名残である。この道は、旧京阪国道にぶつかった後、さらに直進するのであるが、今日ではその先で木津川を越えることができないので、御幸橋^{ごこうはし}を渡って橋本方面に向かわざるを得ない。かつての道程は、「分間延絵図」や木津川の付け替え工事の際の図を見る限り、男山北麓の淀川堤防付近に向かつてほぼまっすぐ伸びていたようである。そのあたりから堤防沿いに橋本へ向かう旧道が残されている。橋本の集落に入

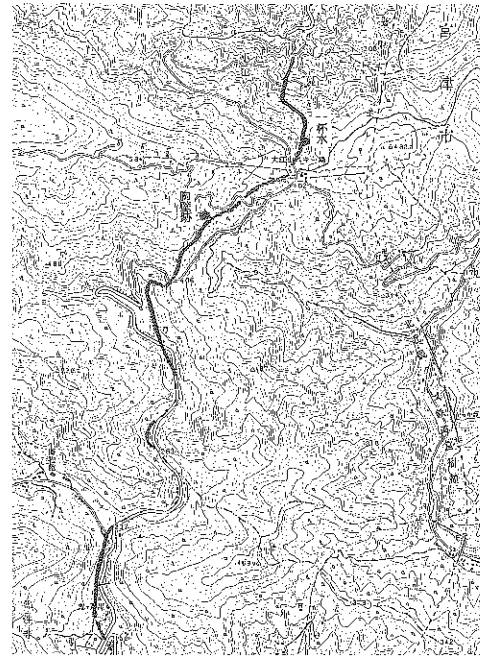


普甲峠の石量（北から）

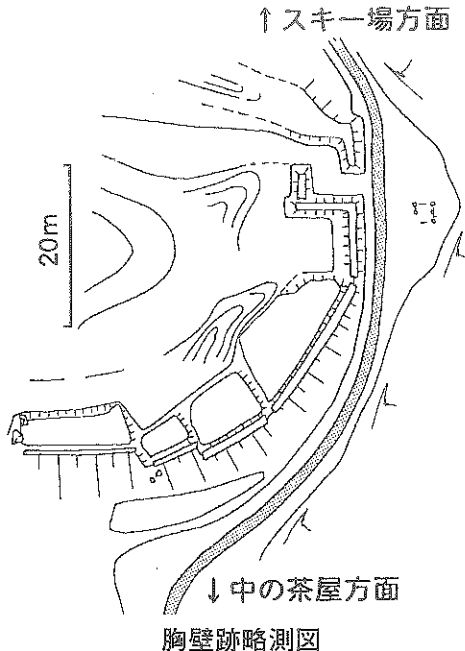
る辺りには道標が残されている。ここから道は鍵の形状に折れ曲がりながら、集落を抜け、樟葉を経て枚方へと向かっていく。

三 京街道

京都に至る道はいずれも京街道と呼ばれる。次に、そのうち宮津から京へ向かう京街道の一部「普甲峠」と丹波方面から京へ向かう京街道の中の「細野峠」を少し紹介したい。



普甲峠道位置図 (S=1/50,000)



胸壁跡略測図

(一) 普甲峠

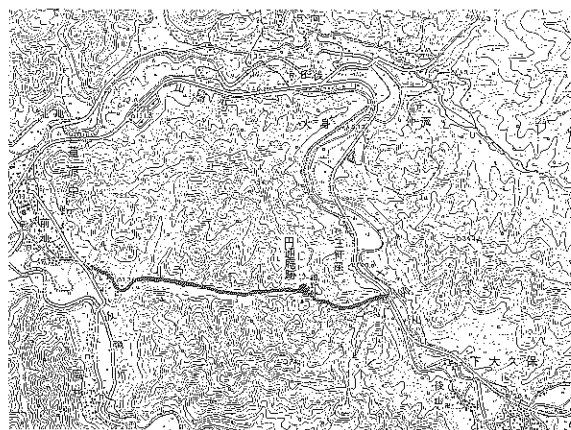
この道は、歴代宮津藩主が参勤交代のために利用したり、或いは逆打ちの巡礼道などとして使われ、多くの人が往来した道である。大江山の南の鞍部を越え、宮津藩主京極高弘が開削したと伝わる。現在、宮津市の岩戸から中の茶屋にかけてと、大江町の鬼茶屋付近に良好な状態で古道が残っている。

道は府道綾部大江宮津線を縫うように走り、ところどころに石畳を残している。また、茶屋の跡や幕末に築かれた胸壁の跡なども残されている。

特に注目すべきは、胸壁跡で、頂上の大江山スキー場方面から中の茶屋方面に五〇〇メートル程行った道沿いに築かれ、小さいながらも杵形状の虎口を持っている。この胸壁は、位置や形状から通行人を改めた番所、或いは防御施設と考えられ、「宮津旧記」に記された慶応二年（一八六六）宮津藩が領内へ不穏分子が侵入するのを防止するため領内要所に築かせた「関所」や「胸壁」に当るものと考えられる。「胸壁」の規模は道沿いに約七〇メートル、幅約二一―一八メートルあり、道西側の丘陵を階段状に五段の平坦面を削りだしている。平坦面の道側には高さ〇・四メートル程の土塁状の高まりが認められ、最上段の平坦面と道との比高差は二〇メートルを越えるという。遺存状況も良好であり、今後の詳細な調査が期待されるところである。

また、府道沿いにある「千歳嶺の碑」も興味深いもので、これは道が改修されたことを喜んだ領民が天保二年（一八三一）に設置したものである。石碑の正面に「千歳嶺」、両側面に碑を建てたいきさつや和歌を刻んでいる。

なお、この道は大江町側にも残されており、大江町仏性寺の通称鬼茶屋付近では府道西側の山手に旧道が残されており、その跡をたどる



細野峠道位置図 (S=1/50,000)

ことができる。近くには鬼の交流博物館もあり、ここを訪ねられたおりなど少しこの道を辿ってみられるのもよいであろう。

(二) 細野峠

この道は、三和町細野に残された峠道で、やはり石畳が残されている。

ここで興味深いのは、峠の頂上に残る円通庵跡で、石垣や土塁が残っており、大きなものではないが、その昔旅に苦しんだ僧がここに庵を設け、旅行く人に湯茶などの接待を行つたところと伝えている。当時の旅は、危険が多く、倒れるものは跡をたたなかつたという。そうした中で旅人を助けるこうした接待所は当時の交通事情や思想を考える上で興味深い。

四 おわりに

以上、旧東海道(京都市内部分)並びに京街道の一部の紹介を行った。先にも述べたように詳細なルートの復元が難しい部分もあるが、皆さんには、こうした道を一度歩いてみることをお勧めする。

今回紹介した道及びその付近には、道に係る史跡や名所が散在している。中にはそれぞれの街道が機能していた時代を遡る時期の遺跡等も認められる。このことはこれらのルートが、ある時期突然に開かれたのではなく、さらに古い時代から人々の往き来があり、それを背景に時間をかけながら必要に応じて街道が整備されたことを物語ってい

る。是非、こうした道の様々な姿や背景を想像しながら、古道を巡っていただきたいと思う。

またいずれの機会にか今回紹介した以外の古道を紹介できることを願って。

(山口博)

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成16年1月30日現在)

種別	有形文化財														無形文化財	民俗文化財				史跡	名勝	天然記念物	指小定登録計	文保全地 化財環境区	選定保存技術	合			
	建造物	美術工芸品										有形	無形																
		絵画		彫刻		工芸品		書典		古文書				考古資料		歴史資料		小計											
		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録			指定		登録	指定	登録	指定								登録	指定	登録
市町村	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	選定	計				
京都市	38	6	15		13	12			8		4		7		59	4		1			1	1		1	105	6		4	115
向日市	2	1																	1	1				4	1			5	
長岡京市		1	2		4				1		1				8						1			9	1	1		11	
大山崎町		1					1								1									1	1			2	
宇治市	7	3			3	1			2		2				8						1	2	1	19	3	2		24	
城陽市		4			2								1	2	1			2						1	2	8	4	14	
八幡市	2	2			1	2			1						4					1	1		1	9	2	2		13	
京田辺市	1	5			2	1			1	1	1				4	2								5	7	6		18	
久御山町		1								1						1									3			3	
井手町	1	1				1			1						1	1						1		3	2	2		7	
宇治田原町		2																	1						3	2		5	
山城町	2	3		1												1								2	5	3		10	
木津町		3			1	1									1	1			1	1	1			3	5	2		10	
加茂町	1	2			3	2	2	1							7	3		3	3	1			1	9	10	3		22	
笠置町	2							1		1					2				1					2	3	1		6	
和束町	1	2													2			2	1				1	3	4	1		8	
精華町	1						1								1				1					2	1	1		4	
南山城村	2	2									1				2	1			1					3	3	1		7	
京北町	1							1				1			2				1	2	2			1	7	2	1	10	
美山町	1	1	1												1				8					2	9	2		13	
亀岡市	2	6	1		1		2	2		1			2		7	2		1	2	2		3		14	11	6		31	
岡部町	2	2					1	1			1		1		3	1				1			1	7	3	1		11	
八木町	1	2																1	1	1				3	3	2		8	
丹波町		1	2		2	1		1		1		1			6	2								6	3	1		10	
日吉町	1				1		1		1						1	2			1	1				2	4	1		7	
瑞穂町	2				1										1				1					1	3	1		5	
和知町										1					1			1	2					2	2			4	
綾部市	5	7	1			1	2					1			3	2	1		3			1	1	11	12	5		28	
福知山市	3	2	2			1	2		2		4				10	1			4	1				14	7	3		24	
養父市	6	2	2				2		1		3	2			8	2		1	1	11		1		16	16	3		35	
夜久野町		1																	1	1	1			2	2			4	
三和町	1	1																1		1				2	2	2		6	
大江町	1		1				2								1	2						1		3	2			5	
宮津市	5	1	3		2		2	1	2		4	1	1		15	2			3	2	2		3	1	26	8	1	35	
加悦町	2		1				1								2				1	2		2	1	9	1			10	
岩滝町		1																	1						2	1		3	
伊根町		1	1												1				2	5				3	6			9	
野田川町		1																	1				1	1	2	1		4	
峰山町				1			1						1		1	2				2	1				2	4		6	
大宮町				4								1			1	4			1	1			1		3	5		8	
網野町	1	1																						1	1			2	
丹後町		1		2	1										1	2				3	1				2	6	1	9	
弥栄町		1					1					1			2				3		2				7	1		8	
久美浜町	2	1	3		1		2			1	1	1		1	9	1			5	1	1			13	7	1		21	
地域定めず																								5	5			5	
合計	87	76	41	8	38	8	34	9	8	1	31	8	15	1	11	1	178	36	5	2	12	19	67	20	16	14	6	340	197
	163		49		46		43		9		39		16		12		214		5	14		86		20		16		20	537

重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の消失により府の指定・登録の解除、取消となった件数は含まない。

京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全区分及び選定保存技術件数一覧

(平成16年1月30日現在)

種別	年度	有形文化財											無形文化財	無形民俗文化財	無形民俗文化財					記念物					合計	文化財環境保全地区(選定)	選定保存技術(選定)	総合計
		建造物		美術工芸品											風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計							
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																	
指定	57	△1	△5				△1	△1				△215	(認定1)	△1		△1				△4			△4					
		9	16	2	4	7	1	1												40	15		55					
	58	△2	△3									17								△2			△2					
		9	22	6	4	4				2	1				2	4	6	2	3	1	6	38	9	47				
	59	△1	△3								△1	△1							△1		△1	△3		△3				
		7	18	3	3	2				1	1	10		1	1	6	7	2	3	1	6	31	11	42				
	60	△1	△2								△1	△1						△1			△1	△3		△3				
		7	11	3	3	2				2	1	11						△1		2	1	2	5	23	4	27		
	61	△1	△15									3							2	1	2	5	18	5	△1			
		10	39																						△1			
	62										△1										△1				△1			
		3	8	3	3					4	2	12							1	1	1	3	18	4	△1			
	63																								△1			
		3	11	3	3	1				3	1	11														△1		
登録	元									△1		△1	(認定1)							△2			△2					
		4	9	2	1				2	1	1	7	△1							1	16	1		17				
	2																								△1			
		1	1	1	1	4				5	1	12													△1			
	3												(認定4)							△2					△3			
													△2												△1			
	4	△1	△4									3								△1					△1			
		4	16	1	1															1	9	1		10				
	5	5	13	1	1	1	1			1		5								1	11	1		12				
	6												(認定2)							△1					△1			
		2	9	2	2	1				3		9	1						1		1	14	1		15			
	7												(認定2)															
		2	6		2	2				2	1	2	9	1														
	8																			△1					△2			
	3	6	2	2	1				2		2	9							12	2	(認定2)	△12		15				
9												(認定2)																
	3	9	1	1	1	1	2	1	1	1	8	1							1	13	1		14					
10																												
	3	14	2	1	1				1	1	2	8							1	12	1		13					
11																				1	9	1		10				
	2	17	2	2					1		1	6								1	9	1		13				
12																												
	3	12	2	1	1				2	1	1	8								1	12	1	1	14				
13																												
	5	20	2	1	1	1	1	1	1	1	7									1	13	1		14				
14																												
	4	11	1	1	1	1	1	1	1	1	7									1	12	1		13				
計	△9	△40	△1	△2	34	△1	△5	△1	△1	△11	(認定12)	△6	2	△1	7	13	△1	△1	△1	△2	△29	(認定8)	(認定20)					
	95	280	42	40	34	9	36	16	12	189	△6	11								52	369	64	△32					
登録	57	△2	△7								△1									△3			△3					
		25	44	5	2	4				1		12								43			43					
	58											3																
		7	11																									
	59	△1	△1									2								△1			△1					
		11	15									2																
	60											2		1	1	5	6			1	19		19					
		5	11									2																
	61																											
		6	9	1	1	2				2	1	1	8								23		23					
	62																											
		4	10									4		2	5	1	6				16		16					
	63																											
		1	5																		6		6					
元																												
	2	8										1																
2																												
	2	2	2									2		1		3	3			8		8						
3																												
	1	1																		3		3						
4	△1	△1										3							△1				△1					
	4	5										3								9			9					
5																												
	1	1																		3		3						
6																												
	2	3																		3		3						
7																												
	2	3																		3		3						
8																												
	1	1																		3		3						
9																												
	1	4																		4		4						
10																												
	1	2																		4		4						
11																												
	1	1										1		2		1	1			5		5						
12																												
	1	1										△1							△1				△1					
13																												
	1	1																		2		2						
14																												
	1	1																										
計	△3△4	△9△1	△2								△2								△5△1	△34	(認定8)	(認定20)						
	80	139	8	10	9	1	8	1	1	1	38	△13	(認定13)	△3					△1	203	△37	△1						
合計	△12	△49	△1	△4		△1	△5	△1	△1	△1	△13	(認定13)	△3						△2	△34	(認定8)	(認定20)						
	175	419	50	50	43	10	44	17	13	227	△11	14	29	58	87	21	17	20	58	557	64	7						

(注) 1建造物の棟(基)数は、件数に含まず。2△印は、重要文化財等に指定されたため、府の指定・登録解除となった件数(棟数)で内数。
3▲印は、焼失等により、府の登録が取消となる件数(棟数)で内数。
4無形文化財、選定保存技術の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含まず。

京都の文化財（第二十一集）

平成十六年二月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課